

「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案) に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)を取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、18,243通(意見総数26,514件)の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)について
意見の募集期間	令和元年7月8日(月)から令和元年8月9日(金)まで(33日間)
意見の提出方法	電子メール(ホームページ専用フォームを含む。)、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより(令和元年7月21日号掲載) ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 20px;"> かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、 図書館、市民館、公文書館、市民文化局人権・男女共同参画室 </div>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 20px;"> かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、 図書館、市民館、公文書館、市民文化局人権・男女共同参画室 </div>

3 結果の概要

意見提出数		18,243通
(内訳)	電子メール(ホームページ専用フォーム含む)	16,634通
	ファックス	1,146通
	郵送	364通
	持参	99通
意見総数		26,514件

4 御意見の内容と対応

条例（素案）の内容に対する御意見として、条例の制定に賛成する意見や罰則規定を設けることに賛成する意見など、本案の趣旨に沿った意見が多く寄せられましたが、一方で、憲法違反である等、条例の制定に反対する意見や、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なる意見なども寄せられました。

なお、お寄せいただいた御意見を踏まえ、一部文言を加筆・修正し、条例（案）を作成します。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 条例制定の趣旨、背景等に関する事		7,406	2	2,081		9,489
(2) 前文に関する事		23		29		52
(3) 総則に関する事		28		874		902
(4) 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する事	11	339	298	894		1,542
(5) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する事	542	528	497	7,363		8,930
(6) 雑則、罰則、施行期日等に関する事		3,890	19	763		4,672
(7) その他の意見		7	78	411	431	927
合計	553	12,221	894	12,415	431	26,514

具体的な意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

*次ページ以降において「差別的言動解消法」とは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」をいいます。

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 条例制定の趣旨、背景等に関すること（9, 489件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	条例素案に賛成する意見(条例素案の特定の項目についての意見でないもの) (同趣旨ほか6, 891件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 今後も、引き続き、着実に取組を進めてまいります。	B
2	条例素案に反対する意見(条例素案の特定の項目についての意見でないもの) (同趣旨ほか1, 820件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たデモが行われた本市におきましては、これらの行為を勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、市内において、こうした行為が、再び繰り返されることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講じてまいります。	D
3	条例の趣旨に賛成する意見 (同趣旨ほか260件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 今後も、引き続き、着実に取組を進めてまいります。	B
4	本邦外出身者に対するヘイトスピーチはあってはならない。「言論の自由」を理由に容認することはできない。ヘイトスピーチはヘイトクライムを生む。条例は必要であるなどの意見 (同趣旨ほか136件)		
5	あらゆる差別はあってはならない。すべての人の人権を尊重し、共に生きていけるような社会であるべきであり、そのためには必要な条例であるとの意見 (同趣旨ほか102件)		
6	日本全国にも重要な方向性を示す意義があるとの意見 (同趣旨ほか4件)		
7	人権全般に対する条例、包括的であるという点で評価するとの意見 (同趣旨ほか7件)		
8	本邦外出身者に対する取組と並行して、日本国籍の住民に対する取組も充実させてほしいとの意見 (同趣旨ほか1件)	この条例には、人権教育及び人権啓発に係る規定や、人権侵害による被害に係る支援の規定を設けており、これらの取組を推進し、その充実に努めてまいります。 今後も、引き続き、着実に取組を進めてまいります。	C

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
9	既存の人権関連の「子どもの権利条例」、「男女平等かわさき条例」、「障害者差別解消法」、「LGBT差別解消法」との整合性を図るべき。また、それらも基にしながら人権施策を進めていく旨明記すべきとの意見 (同趣旨ほか6件)	この条例では、人種、性別、性的指向、障害など人権全般に関して、全ての事由を理由とする不当な差別の解消に向けて、取組を進めてまいります。 また、この条例には、人権教育及び人権啓発に係る規定や、人権侵害による被害に係る支援の規定を設けており、これらの取組を推進し、その充実に努めてまいります。 今後も、引き続き、関係法令等を踏まえながら、着実に取組を進めてまいります。	D
10	条例制定と併せて、在日外国人、特に在日韓国・朝鮮人に対する根深い偏見や誤った認識を解きほぐすべく、関わる歴史や法律について具体的な教育活動を盛り込むべきとの意見		
11	記述が抽象的で曖昧である。定量的なデータが示されておらず前提が不明瞭であるため反対との意見 (同趣旨ほか118件)	本市では、平成25年5月12日から平成28年1月31日までにかけて、計12回にわたり、JR川崎駅前の繁華街を中心として、本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが行われ、このうち、平成27年11月8日及び平成28年1月31日のデモについては、同年6月3日に施行された「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たものであり、また、平成28年(ヨ)第42号「ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件」においては、横浜地方裁判所川崎支部により、「その違法性は顕著である」と示されたところです。	
12	条例制定は、(素案を読む限り)拙速である。教育や啓蒙、市からの情報発信など先に取り組むべきことがあるとの意見 (同趣旨ほか5件)	したがって、本市では、これらの行為を勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、市内において、こうした行為が、再び繰り返されることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講ずるもので、このような行為を繰り返し行うものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。	
13	日本人に対する迫害・言論弾圧・差別である。ここは日本であり外国人のためにあるのではない。本邦外出身者に対するヘイトスピーチを、なぜ行っているかという根本的な原因を見ないままこの条例を制定してもこれは市民のための条例ではないとの意見 (同趣旨ほか39件)	また、罰則規定の対象については、「日本国憲法」上の「地方公共団体は、・・・、法律の範囲内で条例を制定することができる」や、「地方自治法」上の「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・、条例を制定することができる」との原則に則り、この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定してまいります。	
14	罰則を設けなければならないほどヘイトスピーチが行われているならば、その事例等を具体的に挙げるべきであるとの意見		D
15	地方行政機関でこのような条例を作ることは行き過ぎ、違反であるとの意見 (同趣旨ほか25件)		
16	ヘイトスピーチ解消法は問題があるため、これを基に条例を制定するというのであれば慎重に検討すべきとの意見 (同趣旨ほか1件)		
17	特定の人に対してのみ差別とするのは反対。「本邦外出身者に対する」という記載があるが、全ての人を対象とすべきであり、片方だけを擁護すべきではないとの意見 (同趣旨ほか17件)		
18	条例制定は治安悪化につながるため反対との意見 (同趣旨ほか2件)		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
19	個別、特殊な案件については条例とせず個別に対応すべきであるとの意見 (同趣旨ほか1件)		
20	外国人に対する差別が始まった経緯や、差別に係る具体的被害を明らかにすべきとの意見 (同趣旨ほか1件)		
21	京都の「ウトロ」地域での住民運動は社会権を中心に議論されているが、こういった他の地域との関連を考慮して検討しているのかとの意見		
22	背景の記載は誤っている。川崎市の掲げる理念は「人権尊重」であり、特定国及び地域の出身者を特別に扱うものではないはずであるとの意見		
23	立法事実は明確にしておく必要があるとの意見		
24	国際情勢に注意を払うべきである。故に反対であるとの意見 (同趣旨ほか3件)	この条例の制定については、国際情勢、とりわけ外交問題とは全く別のもので捉えており、しっかりと切り分けて、取組を進めてまいります。	D
25	性的マイノリティ、部落差別、外国人に関する差別は聞いたことがないとの意見	今なお、不当な差別は依然として存在しており、様々な人権課題も生じております。 この条例では、人種、性別、性的指向、障害など人権全般に関して、全ての事由を理由とする不当な差別の解消に向けて、取組を進めてまいります。	D
26	この条例は日本の法制度とどのような関係を持つのか、具体的には法的な拘束力を持つのかとの意見	条例については、「日本国憲法」上の「地方自治体は、・・・、法律の範囲内で条例を制定することができる」や、「地方自治法」上の「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・、条例を制定することができる」との原則に則り、普通地方公共団体が定立する自治立法の形式で、地方公共団体の区域内において適用されるものであり、国が定立する国法との間に矛盾抵触することなく、国法とともに全体としての国の法秩序を形成するものとされております。 また、条例は、地方公共団体の事務に関して定立されるもので、義務を課し、又は権利を制限する法規的性質を有する規定が設けられる場合もあります。 なお、この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定してまいります。	D
27	事実上ヘイトスピーチに特化した内容とするなら、名称も「ヘイトスピーチ条例」にすべきであり、それ以外の内容については別の条例で定める	この条例における「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、「不当な差別」の一類型として包含されるものであり、この条例は、当該言動に特化した内容にはなっておりません。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	べきであるとの意見 (同趣旨ほか9件)	この条例では、人種、性別、性的指向、障害など人権全般に関して、全ての事由を理由とする不当な差別の解消に向けて、取組を進めてまいります。	
28	「全ての人は社会保障を受ける権利や川崎で平穏に暮らす権利があること」も明記してほしいとの意見	この条例は、社会保障上の権利を定めるものではありませんが、正当な理由なく、平穏に暮らす権利は侵害されるべきではないと考えております。	D
29	「人権尊重」だけでなく、「権利保障」という言葉も盛り込んではどうかとの意見	この条例では、人種、性別、性的指向、障害など人権全般に関して、全ての事由を理由とする不当な差別の解消に向けて、取組を進めてまいります。	
30	条例の発端あるいは発起人等は誰なのかを示してほしいとの意見 (同趣旨ほか2件)	本市では、平成25年5月12日から平成28年1月31日までにかけて、計12回にわたり、JR川崎駅前の繁華街を中心として、本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが行われ、このうち、平成27年11月8日及び平成28年1月31日のデモについては、同年6月3日に施行された「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たものであり、また、平成28年(ヨ)第42号「ハイトデモ禁止仮処分命令申立事件」においては、横浜地方裁判所川崎支部により、「その違法性は顕著である」と示されたところです。 同年7月13日、市長が、「川崎市人権施策推進協議会」に対し、「ハイトスピーチ対策に関すること」につき優先審議を依頼したところ、同年12月27日には、同協議会から、市長に対して、「制定すべき条例の検討として、ハイトスピーチ対策に特化したものではなく、ハイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例が必要であり、その内容については、ハイトスピーチ対策も含めた多文化共生、人種差別撤廃などの人権全般にかかるものが想定される」との提言がなされたことを受け、人権全般を見据えた条例の制定に向けて、取組を進めております。	D
31	条例制定の背景はその通りだが、主な人権施策が効果を発揮されていないのはなぜかとの意見 (同趣旨ほか3件)	本市では、これまで、児童・生徒をはじめ、様々な世代の方々を対象に、人権教育及び人権啓発に係る取組を推進してまいりました。 この条例の制定を契機に、より効果的な取組となるよう、人権に関する施策の充実に努めてまいります。	D
32	「ハイトスピーチにつながっている土壌に、直接対処する幅広い条例」とは何か? 「ハイト表現には当たらないが助長する可能性がある」等というだけで規制の対象となってしまうのではないかとの意見 (同趣旨ほか4件)	この条例では、人種、性別、性的指向、障害など人権全般に関して、全ての事由を理由とする不当な差別の解消に向けて、取組を進めてまいります。 本市では、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講ずるもので、この条例に規定する違反行為を繰	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		<p>り返し行うものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。</p>	

(2) 前文に関すること (52件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
33	前文に賛成する意見 (同趣旨ほか22件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 今後も、引き続き、着実に取組を進めてまいります。	B
34	前文はもう少し詳細に記載した方がよいとの意見 (同趣旨ほか3件)	人権課題については、それぞれの立場から、様々な考え方があり、その内容は広範多岐にわたるものと認識しております。 前文では、本市のこれまでの取組をはじめ、人権課題を巡る現状や、今後、取り組むべき方向性のほか、目指す目標と条例の目的について、規定してまいります。	D
35	前文に基本理念や人権諸条約との関係を記載すべきとの意見 (同趣旨ほか4件)		
36	ヘイトスピーチの現状や歴史的経過を記載すべきとの意見、又はヘイトスピーチは人権侵害であることを記載すべきとの意見 (同趣旨ほか5件)		
37	前文に「ヘイトスピーチ」や「インターネットを利用した人権侵害」だけを記載するのは合理性がないとの意見		
38	これまでの施策を踏まえ、自己点検しながら進む市の姿を記載すべきとの意見 (同趣旨ほか1件)		
39	前文に部落差別について記載すべきとの意見		
40	前文に、「ただし、差別を盾にした過剰で不当な要求と権利を許さないものとする」とを追記すべきとの意見		
41	「一人一人の人間の尊厳」との記載と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」規定は矛盾するとの意見 (同趣旨ほか5件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たデモが行われた本市におきましては、これらの行為を勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、市内において、こうした行為が、再び繰り返されることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講じてまいります。 こうしたことから、「一人ひとりの人間の尊厳を最優先する」との本市の考え方と、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」の規定の間では、矛盾は生じないと考えております。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
42	<p>日本国憲法が外国人にまで適用されると誤解されかねない前文の表現は不適切であるとの意見 (同趣旨ほか 1 件)</p>	<p>前文では、本市のこれまでの取組をはじめ、人権課題を巡る現状や、今後、取り組むべき方向性のほか、目指す目標と条例の目的について、規定してまいります。 「日本国憲法」の適用関係について、触れたものではないと考えております。</p>	D
43	<p>前文には「差別が許されない・人権尊重を事業者とともに普及する必要がある」とあるが、具体的にはどのような策があるかとの意見</p>	<p>市民及び事業者については、市の実施する人権に関する施策に、その協力を求めてまいります。 この条例の制定を契機に、より効果的な取組となるよう、検討を進めてまいります。</p>	D

(3) 総則に関すること (902件)

①目的について (23件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
44	「目的」規定について、賛成する意見 (同趣旨ほか11件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 今後も、引き続き、着実に取組を進めてまいります。	B
45	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消」を記載する必要はないとの意見 (同趣旨ほか2件)	本市では、平成25年5月12日から平成28年1月31日までにかけて、計12回にわたり、JR川崎駅前の繁華街を中心として、本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが行われ、このうち、平成27年11月8日及び平成28年1月31日のデモについては、同年6月3日に施行された「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たものであり、また、平成28年(ヨ)第42号「ハイトデモ禁止仮処分命令申立事件」においては、横浜地方裁判所川崎支部により、「その違法性は顕著である」と示されたところ です。	D
46	本邦外出身者のみを不当に保護することを目的とし、本来保護されるべき日本国民の権利を侵害している記載になっているとの意見 (同趣旨ほか2件)	したがって、本市では、これらの行為を勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、市内において、こうした行為が、再び繰り返し行われることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講ずるもので、このような行為を繰り返すものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。 また、罰則規定の対象については、「日本国憲法」上の「地方公共団体は、・・・、法律の範囲内で条例を制定することができる」や、「地方自治法」上の「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・、条例を制定することができる」との原則に則り、この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定してまいります。	
47	規定の内容に関する疑問や質問等を記載したもの(目的のイの「本邦外出身者」とは？誰が「本邦外出身者」と決めるのか？等) (同趣旨ほか2件)	この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定しており、「差別的言動解消法」で規定している用語は、条例上も、同義で使用してまいります。	D
48	「本邦外出身者に」を「川崎市内に居住もしくは滞在・就労するすべての者、特に社会的少数者に」と改めるべ	また、取組の推進に当たっては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎	

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	きとの意見	市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その判断をしております。 本市としては、関係法令等を遵守し、また、「差別的言動解消法」について、参議院及び衆議院の法務委員会でなされた附帯決議などにも配慮の上、適切に対処しております。	
49	「差別的言動」を「差別扇動(表現形態は問わず)」と改めるべきとの意見		

②定義について（８７９件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
50	「定義」規定について、賛成する意見 (同趣旨ほか15件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 今後も、引き続き、着実に取組を進めてまいります。	B
51	「ヘイト(スピーチ)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を示すべき、又は「ヘイト(スピーチ)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義が曖昧であるとの意見 (同趣旨ほか172件)	この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定しており、「差別的言動解消法」で規定している用語は、条例上も、同義で使用してまいります。 本市としては、関係法令等を遵守し、また、「差別的言動解消法」について、参議院及び衆議院の法務委員会でなされた附帯決議などにも配慮の上、適切に対処しております。	D
52	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の対象に、アイヌやオースティ等も含めるべきとの意見 (同趣旨ほか243件)		
53	定義の「イ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は削除すべき、又は「本邦外出身者」を「万人」等に修正すべきとの意見 (同趣旨ほか13件)		
54	定義は日本人差別である、又は日本人は救済されないとの意見 (同趣旨ほか2件)		
55	定義において、あらゆるヘイトスピーチや差別を禁止すべきとの意見 (同趣旨ほか15件)		
56	「歴史的事実に対する意見の表明」については、この条例の適用範囲外とする例外規定を設けるべきとの意見		
57	ヘイトスピーチは、マジョリティ属性からマイノリティ属性への攻撃という定義を入れるべきとの意見		
58	「出身」について、「被差別部落出身」と明記すべきとの意見 (同趣旨ほか11件)	この条例で例示している「不当な差別」の事由については、既存の法令を参考に、定めてまいります。	D
59	定義のアに個別項目を追記すべきとの意見(職業、配偶者の有無、身体的な性、疾病) (同趣旨ほか6件)		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
60	定義のアから個別項目を削除すべきとの意見（信条、年齢、性的指向、性自認） （同趣旨ほか3件）		
61	「差別」又は「不当な差別」の定義について、より明確にすべきとの意見 （同趣旨ほか74件）	条例は法令の一種であり、この条例の用語については、既存の法令を参考に、定めてまいります。	D
62	「不当な差別」における、「不当な」の表現は不要であるとの意見、又は「あらゆる差別」とすべきとの意見 （同趣旨ほか17件）		
63	「不当な差別」との表現はおかしいとの意見 （同趣旨ほか3件）		
64	国際人権諸条約を参考にして、「差別」の定義規定を入れるべきとの意見 （同趣旨ほか261件）		
65	定義のアに、「その他の事由を理由とする区別、排除、または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、その他あらゆる公的生活分野において、ほかの者との平等を妨げる目的または効果を有するもの」を追記すべきとの意見 （同趣旨ほか2件）		
66	定義はより具体的あるいは詳細に記載すべきとの意見 （同趣旨ほか13件）		
67	差別は犯罪であると明記すべきとの意見 （同趣旨ほか5件）		
68	定義のア「不当な差別」とイ「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は矛盾しているとの意見 （同趣旨ほか2件）	この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定しており、「差別的言動解消法」で規定している用語は、条例上も、同義で使用してまいります。 この条例では、「不当な差別」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を定めており、これら用語の間では、矛盾は生じないと考えております。	D
69	定義は「人種、国籍、民族」に限定すべきとの意見	この条例で例示している「不当な差別」の事由については、既存の法令を参考に、定めてまいります。 また、「その他の事由」とすることで、全ての事由を含めてまいります。	D
70	定義のアの「その他の事由」によって定義が曖昧になってしまうとの意見 （同趣旨ほか1件）		

(4) 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関すること (1, 542件)

①市の責務について (55件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
71	市の責務を定めたことを評価・期待する意見 (同趣旨ほか7件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 この条例では、市の責務として、「市は、・・・、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない」としてまいります。	B
72	行政の役割は重要であるという意見	この条例では、市の責務として、「市は、・・・、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない」としてまいります。 この条例の制定を契機に、より一層、市職員の人権意識の向上を図り、市は、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。 また、組織等については、この条例による施策の実施を見据え、総合的に判断してまいります。	C
73	市職員が研修を受講し、窓口業務等においてその見本となるよう努めるべきとの意見		
74	条例施行に伴い、市の組織強化を求める意見		
75	自治体においてヘイトスピーチの取り締まりを強化してほしいという意見		
76	市の責務について具体性を持たせるべきとの意見 (同趣旨ほか5件)	この条例では、市の責務として、「市は、・・・、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない」としてまいります。 この条例の制定を契機に、より一層、市職員の人権意識の向上を図り、市は、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。	D
77	市政にかかわる全役職員(市議会議員、指定職、非常勤職員含む)が人権尊重を旨とし業務に当たる旨の追記を求める意見 (同趣旨ほか2件)		
78	市は国民の生命財産を守る義務を放棄しているという意見		
79	市長の差別撤廃義務の明記を求める意見(条約の義務を参照にするなど) (同趣旨ほか17件)	この条例では、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に向けて、市の責務を定めてまいります。 なお、市長は、「地方自治法」上の「市を統轄し、これを代表する」や、「市の事務を管理し及びこれを執行する」との規定に則り、その役割を担ってまいります。	D
80	市は差別撤廃、人権尊重に関する自主的な取組を行う民間団体の活動を奨励・支援することの記載を求める意見 (同趣旨ほか14件)	この条例では、人権侵害による被害に係る支援として、「市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする」としてまいります。 市は、法務省の人権擁護機関や、NPO法人等の人権擁護に携わる団体などと連携し、必要な支援を行ってまいります。	D

②市民及び事業者の責務について（27件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
81	市民及び事業者の責務を明記したことを評価・期待する意見 (同趣旨ほか3件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 この条例では、市民及び事業者の責務として、「市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない」としてまいります。	B
82	市民及び事業者の責務に、いかなる差別も後援、擁護、支持しないよう努める旨、努力義務を盛り込むことを求める意見 (同趣旨ほか7件)	市民及び事業者については、まずは不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進についての理解を深め、市の実施する人権に関する施策に協力する努力義務としてまいります。	D
83	市と契約(協定)を結ぶ事業者や市の関連機関に対しては、市と同等の責務を課すべきであるという意見 (同趣旨ほか2件)		
84	事業者の責務については、努力義務ではなく、義務化すべきという意見 (同趣旨ほか2件)		
85	事業者に対してヘイトスピーチ解消のための取組を義務付けるべきという意見		
86	事業者の責務については、報告の義務化などの取組内容を定め、市で専門的な部署を置き、行政指導を行うことを求める意見		
87	事業者の責務を規定するに当たっては、企業のコンプライアンス部門や労基署への提示を求める意見 (同趣旨ほか1件)		
88	市民及び事業者の定義が不明確、曖昧であるとの意見(非営利組織、店舗等の拠点を持たないもの、政治団体、本邦外出身者が含まれるかなど) (同趣旨ほか2件)	この条例では、市民及び事業者について、特に限定をかけておりません。 したがって、市民には本邦外出身者を含み、事業者には営利性の有無、事業所の有無を問わないものとしております。	D
89	市民及び事業者の責務は、監視社会を危惧するとの意見	市民及び事業者については、まずは不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進についての理解を深め、市の実施する人権に関する施策に協力する努力義務としてまいります。	D
90	具体的にどのような協力が求められるのか明確にすべきであるとの意見	市民及び事業者については、市の実施する人権に関する施策に、その協力を求めてまいります。 この条例の制定を契機に、より効果的な取組となるよう、検討を進めてまいります。	D

③不当な差別的取扱いの禁止について（993件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
91	「不当な差別的取扱いの禁止」規定に賛成する意見 (同趣旨ほか307件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 この条例では、人種、性別、性的指向、障害など人権全般に関して、全ての事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないとしてまいります。	B
92	「不当な差別的取扱いの禁止」規定は、あらゆる差別に平等に対応すべきとの意見、又は国籍で分けるべきでないとの意見 (同趣旨ほか4件)	この条例では、人種、性別、性的指向、障害など人権全般に関して、全ての事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないとしてまいります。 「不当な差別的取扱い」とは、例えば、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいい、「正当な理由」とは、サービスの提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合とされております。	D
93	「不当な差別的取扱いの禁止」規定において、市条例で「何人も」として規制することは不可能との意見	また、「日本国憲法」の保障する「法の下での平等」については、各人における現実の差異を前提として、こうした差異と、法令における取扱い上の違いとの関係が、社会通念から見て合理的である限り、その取扱い上の違いは平等違反ではないとされております。	
94	民間における差別禁止(朝鮮学校の扱い等)を求める意見 (同趣旨ほか4件)	この条例で例示している「不当な差別」の事由については、既存の法令を参考に、定めてまいります。	D
95	「不当な差別」において、素案で例示した項目にさらに他の項目を追加すべきとの意見 (同趣旨ほか27件)	あらゆる差別は許されるものではありませんが、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。 単に、差別的言動の禁止として、その範囲が過度に広範に過ぎる場合には、事例によっては明確な線引きが困難であることから、この条例では、不当な差別的取扱いをしてはならないとしてまいります。	D
96	差別的取扱いに限らず、差別的言動も全て禁止にすべきとの意見 (同趣旨ほか645件)		

④人権施策推進基本計画について（11件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
97	「人権施策推進基本計画」を条例に位置付けることに賛成の意見 (同趣旨ほか3件)	この条例の制定後、「人権施策推進基本計画」を策定し、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。	B
98	「人権施策推進基本計画」は不要であるとの意見	この条例の制定後、「人権施策推進基本計画」については、不当な差別を解消するための施策	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定してまいります。	
99	「人権施策推進基本計画」の策定に際してパブリックコメントを実施すべき等、策定過程に市民意見を反映すべきとの意見 (同趣旨ほか2件)	「人権施策推進基本計画」の策定に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の意見を聴き、また、「川崎市パブリックコメント手続条例」に基づき、市民からの意見募集を実施してまいります。	B
100	基本計画において、条例違反があった際の救済、対策等や、計画の達成度の確認、確認方法等についても具体的に明示すべきとの意見 (同趣旨ほか2件)	この条例の制定後、策定予定の「人権施策推進基本計画」については、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の意見を聴いた上で、同計画に定める事項について、検討を進めてまいります。	D

⑤人権教育及び人権啓発について(192件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
101	人権教育(関連する社会教育を含む)の重要性又は人権教育を充実させるべきとの意見 (同趣旨ほか64件)	人権教育及び人権啓発に係る取組については、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進する上で、大変重要なものと認識しております。 本市では、これまで、児童・生徒をはじめ、様々な世代の方々を対象に、その取組を推進してまいりました。 この条例の制定を契機に、より効果的な取組となるよう、その充実に努めてまいります。	C
102	人権啓発(周知、広報含む)の重要性又は人権啓発を充実させるべきとの意見 (同趣旨ほか81件)		
103	市職員や学校教職員の研修を充実させるべきとの意見 (同趣旨ほか13件)		
104	必要な予算の確保等、人権教育及び人権啓発の両方を積極的に実施すべきとの意見 (同趣旨ほか28件)		
105	教育・啓発の重要性を強調するためにも、「差別をしない、させない、許さない」という原則をスローガンのように明示すべきとの意見	人権教育及び人権啓発に係る取組については、この条例の制定を契機に、より効果的なものとなるよう、様々な観点から、検討を進めてまいります。	D
106	違反者に対して、罰金だけで終わらせるのではなく、専門家からの教育的指導をあわせて行うべきとの意見		

⑥人権侵害を受けた者に対する支援について(181件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
107	「人権侵害を受けた者に対する支援」を条例に位置付けることに賛成の意見 (同趣旨ほか6件)	この条例では、人権侵害による被害に係る支援として、「市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする」としてまいります。 市は、法務省の人権擁護機関や、NPO法人	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		等の人権擁護に携わる団体などと連携し、必要な支援を行ってまいります。	
108	「相談の実施その他必要な支援に努める」との規定内容では弱いとの意見 (同趣旨ほか10件)	人権侵害に係る「相談の実施その他必要な支援に努めるものとする」との規定については、御意見を踏まえ、「相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする」に修正してまいります。	A
109	「人権侵害を受けた者に対する支援」について、具体的な施策の充実又は施策の強化を求める意見 (同趣旨ほか20件)	この条例では、人権侵害による被害に係る支援として、「市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする」としてまいります。 市は、法務省の人権擁護機関や、NPO法人等の人権擁護に携わる団体などと連携し、必要な支援を行ってまいります。 相談窓口等の設置については、この条例による施策の実施を見据え、検討してまいります。	C
110	「人権侵害を受けた者に対する支援」に関して、相談窓口又は通報窓口を設置すべきとの意見 (同趣旨ほか18件)		
111	人権オンブズパーソン制度の対象拡大など、被害者救済の措置を明記し、専門的機関が調査審議すべきとの意見 (同趣旨ほか120件)	現在、川崎市人権オンブズパーソンが管轄しております「子どもの権利の侵害」と「男女平等にかかわる人権の侵害」については、この条例の制定後も、これまでと同様の枠組みを維持しながら、取組を進めてまいります。 また、事案に応じ、市が対処するときは、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、取組を進めてまいります。	D
112	外国人市民の生活相談を所掌する人権センターの設置を望む意見	国際化等の進展に伴い、外国人材の増加が見込まれる中、本市では、国の「総合的対応策」で示された様々な取組への対応を図りながら、生活者としての外国人に対する効果的な支援方法について、引き続き、検討を進めてまいります。	D
113	「関係機関」とは具体的に何かとの意見	市は、人権侵害による被害に係る支援として、法務省の人権擁護機関や、NPO法人等の人権擁護に携わる団体などと連携し、必要な支援を行ってまいります。	D

⑦情報の収集及び調査研究について（17件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
114	「情報の収集及び調査研究」を推進すべきとの意見	この条例では、情報の収集及び調査研究として、「市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする」としてまいります。 市は、より効果的な情報の収集及び調査研究につながる取組となるよう、その充実に努めてまいります。	C
115	「情報の収集及び調査研究」に関する専門部署や窓口を創設すべきとの意見 (同趣旨ほか4件)		
116	「情報の収集及び調査研究」について、具体的な施策の充実又は施策の強化を求める意見 (同趣旨ほか1件)		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
117	実態調査を行い、その内容を公表すべき。又は、実態調査の実施や公表について条文に明記すべきとの意見 (同趣旨ほか7件)	この条例の制定後、実施予定の情報の収集及び調査研究による結果等については、その内容等を勘案し、必要に応じ、公表を含め、適切な対応をまいります。	C
118	思想・信条が偏らないよう情報収集、調査研究を行う者を公表すべきとの意見		

⑧人権尊重のまちづくり推進協議会について（66件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
119	「人権尊重のまちづくり推進協議会」を条例に位置付けることに賛成の意見 (同趣旨ほか4件)	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項などについて、市長の諮問に応じ、調査審議するものです。 同協議会の委員については、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱するとしており、多様な視点による御意見を伺いながら、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に向けて、取組を進めてまいります。	B
120	「人権尊重のまちづくり推進協議会」について、具体的な取組の充実又は取組の強化を求める意見	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」については、「人権尊重のまちづくりの推進」に向けて、その取組の充実等が図られるよう、同協議会を運営してまいります。	C
121	市民委員の選出に反対する意見	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の市民委員の選任については、「附属機関等の設置等に関する要綱」に則り、適切に対応してまいります。	D
122	「人権尊重のまちづくり推進協議会」の恣意的な運用等を懸念する意見 (同趣旨ほか8件)	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。 また、同協議会の会議は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に則り、同条例上の非公開とすることができる会議の場合を除き、原則として、公開してまいります。	C
123	委員の委嘱に際して、偏りのない公平・中立な人選を求める意見 (同趣旨ほか11件)	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	C
124	委員の委嘱に際して、外国人、差別を受けたことのある人、社会的マイノリティなど当事者を入れるべきとの意見 (同趣旨ほか13件)		
125	委員には教員経験者も入れるべきとの意見		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
126	委員の委嘱に際して、差別問題に詳しい有識者を選任すべきとの意見 (同趣旨ほか 1 件)		
127	委員の委嘱に際して、有識者の選任は専攻分野のバランスを取るべきとの意見		
128	委員は無作為抽出で選出すべきとの意見 (同趣旨ほか 1 件)	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の委員については、一定の知見等が求められ、また、同協議会の委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	D
129	選任過程及び委員の国籍・プロフィール等を公表すべきとの意見 (同趣旨ほか 6 件)	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の委員の経歴等の公表については、他の附属機関の委員の経歴等の公表状況などを勘案し、総合的に判断してまいります。	C
130	委員の選出は、市長の委嘱ではなく、議会の承認事項とすべきとの意見 (同趣旨ほか 3 件)	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の委員の議会同意については、他の附属機関の委員の選任方法や、法定要件の有無などを勘案し、市長の委嘱による選任としてまいります。	D
131	再任の最大回数を定めるべきとの意見 (同趣旨ほか 1 件)	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の委員の再任については、「附属機関等の設置等に関する要綱」に則り、適切に対応してまいります。	D
132	委員定数が 12 人で適切か再検討すべき、又は委員数を増やすべきとの意見 (同趣旨ほか 3 件)	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」については、多様な視点による知見等を得るため、現在の「川崎市人権施策推進協議会」を参考に、学識経験者、関係団体の役職員及び市民により構成し、その人数は「12 人以内」としてまいります。 また、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、同協議会に臨時委員を置いてまいります。	D
133	既に人権施策推進協議会があるのに、別途新設するのはおかしいとの意見	この条例の制定に伴い、現行の「川崎市人権施策推進協議会」を廃止し、新たに「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」を設置してまいります。	D

(5) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関すること
(8, 930件)

①この章の趣旨について(3件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
134	「この章の趣旨について」、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が明確に禁止されていることに賛成する意見	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定してまいります。	B
135	「この章の趣旨について」、なぜ日本人に対しての不当な差別的言動に触れていないのかとの意見	この章の趣旨では、「差別的言動解消法」第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図ることを明らかにしたものです。	D
136	「この章の趣旨」に、ヘイトスピーチ解消法の附帯決議の内容を追記すべきとの意見	「差別的言動解消法」については、参議院及び衆議院の法務委員会において、それぞれ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであることや、「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」との附帯決議がなされております。 本市では、その趣旨を十分に尊重し、全ての市民が不当な差別を受けることのないよう、着実に取組を進めてまいります。	D

②本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止について(5, 582件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
137	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」規定を置くことに賛成する意見 (同趣旨ほか71件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 今後も、引き続き、着実に取組を進めてまいります。	B
138	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」規定を置くことに反対する意見 (同趣旨ほか18件)	この条例上の禁止規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。	D
139	運用に関する意見(公平な運用への要望、恣意的な運用への懸念等) (同趣旨ほか26件)	この条例の運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。 また、取組の推進に当たっては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上	C

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分		
		で、その判断をしております。			
140	「不当な差別的言動の禁止」の対象が狭いとの意見 (同趣旨ほか16件)	あらゆる差別は許されるものではありませんが、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。 この条例における禁止行為については、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に、構成要件の明確化を図っております。	D		
141	「不当な差別的言動の禁止」の対象について、オーバーステイ、アイヌ、LGBT、障害、被差別部落出身者等の社会的マイノリティにも拡大すべきとの意見 (同趣旨ほか190件)				
142	類型や手段に記載のないものでも、適用されるよう柔軟に運用すべきとの意見 (同趣旨ほか6件)				
143	「公共の場所」との規定は不要であるとの意見				
144	禁止される場所に公共の施設を入れるべきとの意見 (同趣旨ほか178件)				
145	屋外の公共の場所だけでなく、「講演会・セミナーなど屋内や民間の貸会議室等も禁止の対象とすべきとの意見 (同趣旨ほか11件)				
146	類型に「デマ」等を入れるべきとの意見 (同趣旨ほか3件)				
147	類型に「誹謗中傷して憎悪若しくは差別の意識をあおる」を入れるべきとの意見 (同趣旨ほか171件)				
148	手段に「インターネット表現活動」を加えるべきとの意見 (同趣旨ほか9件)				
149	映像、動画の上映も禁止の対象とすべきとの意見 (同趣旨ほか2件)				
150	印刷物や落書きも対象とすべきとの意見 (同趣旨ほか2件)				
151	差別的言動の禁止の対象を、「本邦外出身者」ではなく、「人種、信条、性別」等とすべきとの意見 (同趣旨ほか1件)				
152	「ヘイト（スピーチ）」、「本邦外出身者」、「不当な差別的言動」等の定義が曖昧である、又は明確にすべきとの意見（「事実や政治的発言も禁止なのか」等も含む。） (同趣旨ほか150件)			この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定しており、「差別的言動解消法」で規定している用語は、条例上も、同義で使用しております。 また、「差別的言動解消法」が規定する「本	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		邦外出身者に対する不当な差別的言動」については、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として」との要件が定められており、この条例においても、その要件に該当するものを対象にしていまいます。	
153	「特定の国若しくは地域」という用語は不明確であるため、明確化すべきとの意見（「特定国出身者等」の意味が不明）等も含む。） （同趣旨ほか16件）	「特定の国若しくは地域」との用語については、御意見を踏まえ、構成要件がより明確になるよう、「特定の国若しくは地域の出身」から「本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身」に修正してまいります。	A
154	「集会・言論の自由」等の「表現の自由」の侵害である。「表現の自由」は最大限守られるべきである。「表現の自由」を保障する憲法に違反する。外国人関連の意見や批判など正当な表現行為を萎縮させる。言論弾圧である。などの意見 （同趣旨ほか366件）	「日本国憲法」の保障する「表現の自由」と「思想及び良心の自由」は、非常に重要なものと認識しております。 この条例は、内心の思想に基づいて不利益を課すものなどではなく、「思想及び良心の自由」には抵触しないものと考えております。 一方で、表現行為が、他者の生命・身体・自由・名誉・財産などの具体的侵害に及ぶ場合には、「表現の自由」の保障の限界を超えるものとして、その制限が正当化されることがあり、「表現の自由」を制約する立法については、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。	
155	思想信条の自由を、不当に侵害し、憲法違反であるとの意見 （同趣旨ほか6件）	この条例では、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に、構成要件の明確化を図ってまいります。	
156	「思想及び良心の自由」と「集会・言論の自由」などの「表現の自由」を保障する憲法に違反するとの意見 （同趣旨ほか18件）	この条例では、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に、構成要件の明確化を図ってまいります。	
157	「集会・言論の自由」などの「表現の自由」を保障する憲法に違反する。起訴、有罪ということにならなくても、言論だけで、その前段階としての逮捕や捜索差押えなどの強制捜査を可能にしてしまう。などの意見 （同趣旨ほか4件）	この条例では、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に、構成要件の明確化を図ってまいります。	D
158	表現行為に対する規制は事後規制によるべきで、事前規制は厳に慎むべきである。表現行為を事後的に「差別防止対策等審査会」の審査を経る体裁となっはいても、本条例は、適用範囲が広くかつ罰則まであるので、事前の抑制効果が強く、事後規制と認めることはできない。	罰則規定を適用するための検察等による手続に至る前に、本市による「勧告」及び「命令」に対する違反を要件とすることで段階を踏んで慎重に判断する仕組みを設けており、本市の判断に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととし、また、行政刑罰を選択することで、一行政機関たる本市の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしたことに加え、「表現の自由等への配慮」の規定を設けることにより、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を不当に侵害しないよう、留意してまいります。	
159	「集会・言論の自由」などの「表現の自由」の侵害である。そのような条例を作らなくても、侮辱罪、脅迫罪、名誉棄損、恐喝罪など、既にある表現を規制する法律で対応すればよい。などの意見 （同趣旨ほか23件）	「日本国憲法」の保障する「表現の自由」は、非常に重要なものと認識しております。 一方で、表現行為が、他者の生命・身体・自由・名誉・財産などの具体的侵害に及ぶ場合には、「表現の自由」の保障の限界を超えるものとして、その制限が正当化されることがあります。 この条例が規制する行為については、「刑法」上の脅迫罪、名誉棄損罪などの適用が想定され	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		<p>ますが、その成立要件などを踏まえ、この条例上に罰則規定を設けてまいります。</p> <p>この条例上の禁止規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。</p>	
160	<p>日本人に対するヘイトスピーチを容認するのはおかしい。日本人への逆差別・言論弾圧である。法の下での平等に反する。日本人へのヘイトスピーチも罰すべきである。などの意見 (同趣旨ほか2, 991件)</p>	<p>本市では、平成25年5月12日から平成28年1月31日までにかけて、計12回にわたり、JR川崎駅前の繁華街を中心として、本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが行われ、このうち、平成27年11月8日及び平成28年1月31日のデモについては、同年6月3日に施行された「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たものであり、また、平成28年(コ)第42号「ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件」においては、横浜地方裁判所川崎支部により、「その違法性は顕著である」と示されたところです。</p>	
161	<p>外国人は罰せられず、日本人だけ罰せられるのはおかしいとの意見 (同趣旨ほか491件)</p>	<p>したがって、本市では、これらの行為を勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、市内において、こうした行為が、再び繰り返し行われることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講ずるもので、このような行為を繰り返すものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。</p>	
162	<p>「集会・言論の自由」等の「表現の自由」の侵害であり、また、その保護する対象を「本邦外出身者」に限定することは、法の下での平等に反し、それ以外の国民や市民を逆に差別するものである。不平等を助長し、対立を深めることになる。などの意見 (同趣旨ほか74件)</p>	<p>また、罰則規定の対象については、「日本国憲法」上の「地方公共団体は、・・・、法律の範囲内で条例を制定することができる」や、「地方自治法」上の「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・、条例を制定することができる」との原則に則り、この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定してまいります。</p>	
163	<p>「表現の自由」を保障する憲法に違反し、在日外国人の権益のみ重視するなど、容認できないとの意見 (同趣旨ほか21件)</p>	<p>「日本国憲法」の保障する「法の下での平等」については、各人における現実の差異を前提として、こうした差異と、法令における取扱い上の違いとの関係が、社会通念から見て合理的である限り、その取扱い上の違いは平等違反ではないとされております。</p> <p>なお、本邦外出身者に対する不当な差別的言動については、何人も行ってはならないとして</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
164	<p>特定の民族だけが優先的に人権が守られるのはおかしいとの意見 (同趣旨ほか100件)</p>	<p>この条例では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講ずるもので、違反行為を繰り返し行うものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。</p> <p>また、罰則規定の対象については、「日本国憲法」上の「地方公共団体は、・・・、法律の範囲内で条例を制定することができる」や、「地方自治法」上の「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・、条例を制定することができる」との原則に則り、この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定してまいります。</p>	D
165	<p>こうした条例は、差別されたかどうか受け手側の判断だけで決められたり、拡大解釈されて、言論弾圧や人種差別の原因となり、「表現の自由」を侵害することになるとの意見 (同趣旨ほか66件)</p>	<p>この条例における禁止行為については、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、構成要件の明確化を図ってまいります。</p> <p>この条例上の禁止規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。</p> <p>また、取組の推進に当たっては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その判断をしてまいります。</p>	C
166	<p>表現の自由を直接、侵害するものとして端的に憲法違反である。ヘイトスピーチ対策法の立法趣旨は、ヘイトスピーチは言論に過ぎず、特定の個人の人権を侵害するものではないことから、これに刑罰を科すことが表現の自由を保障する日本国憲法の価値に相容れないとしている。などの意見 (同趣旨ほか10件)</p>	<p>「差別的言動解消法」第4条第2項には、「地方公共団体は、・・・、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められており、また、「差別的言動解消法」については、参議院及び衆議院の法務委員会において、それぞれ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであること」や、「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」との附帯決議がなされており、地域の実情に応じ、市は、適切に対処する必要があると考えております。</p>	D
167	<p>差別をなくすためにやるべきことは、言論統制的手段ではなく、正しい教育や多民族への相互理解の促進であったり、または、時間をかけて市民の理解と協力を得て、社会の成熟により成し遂げられるべきである。「集会・言論の自由」などの「表現の自由」を侵害してはならない。などの意見 (同趣旨ほか2件)</p>	<p>「日本国憲法」の保障する「表現の自由」は、非常に重要なものと認識しております。</p> <p>一方で、表現行為が、他者の生命・身体・自由・名誉・財産などの具体的侵害に及ぶ場合には、「表現の自由」の保障の限界を超えるもの</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		<p>として、その制限が正当化されることがあります。</p> <p>不当な差別が、無知や誤解に起因しているのであればともかく、この条例における禁止行為については、特定の国の出身者等を排除することの明確な意図を持ったものを対象にしており、このような行為を繰り返すものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。</p> <p>この条例上の禁止規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。</p> <p>また、人権教育と人権啓発に関する規定を設けており、引き続き、これらの取組の充実に努めてまいります。</p>	
168	<p>類型、手段などの構成要件をより明確に規定すべきとの意見 (同趣旨ほか16件)</p>	<p>類型、手段などについては、御意見を踏まえ、構成要件がより明確になるよう、修正してまいります。</p>	A
169	<p>それぞれの類型について、「特に情状が重く、これを罰しなければ本条例の目的を達することができないことが明らかであるもの」とすべきとの意見</p>	<p>この条例における禁止行為については、本市において、過去に発生したデモを参考にしており、その類型については、「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たこのデモを踏まえ、構成要件がより明確になるよう、定めてまいります。</p>	D
170	<p>類型の「本邦の域外へ退去させることを」「不当に本邦の域外へ退去させることを」とすべきとの意見</p>	<p>類型の「本邦の域外へ退去」との用語については、構成要件がより明確になるよう、「居住する地域から退去」に修正してまいります。</p>	D
171	<p>類型から「自由」、「名誉」を削除すべきとの意見 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>この条例における禁止行為については、本市において、過去に発生したデモを参考にしており、その類型については、「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たこのデモを踏まえ、構成要件がより明確になるよう、定めてまいります。</p>	D
172	<p>類型の「本邦の域外に退去」を「地域社会からの排除」に変更すべきとの意見 (同趣旨ほか336件)</p>	<p>類型の「本邦の域外へ退去」との用語については、御意見を踏まえ、構成要件がより明確になるよう、「居住する地域から退去」に修正してまいります。</p>	A
173	<p>類型の「本邦の域外に退去」に関し、不法入国者等について、入管に連絡して適切な対応をとるように市民が行政に対して求めることがハイトスピーチとなるのは過度に広汎な規制であるとの意見 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>不法入国者など適法に居住していない人に関する言動や、行政に適法な対応を求めることについては、「差別的言動解消法」に基づく「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」には該当しておりません。</p> <p>この条例上の禁止規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
174	類型の「あおり」という用語は不明確であるため、明確化すべきとの意見 (同趣旨ほか5件)	類型の「あおり」との用語については、御意見を踏まえ、構成要件がより明確になるよう、「煽動」に修正してまいります。	A
175	類型の「著しく」、「侮蔑」は不明確であり、見直すか、削除すべきとの意見 (同趣旨ほか12件)	類型の「著しく侮蔑」との用語については、御意見を踏まえ、構成要件がより明確になるよう、「人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱」に修正してまいります。	A
176	類型で、いわゆるデモや街宣の形態の表現活動のみを規制するだけでなく、文言上は、私的会話であったとしても、公共の場所において特定国出身者等を著しく侮蔑すると規制の対象となってしまう。このような表現まで規制対象とすると、その広汎性が問題となるとの意見	この条例における禁止行為については、本市において、過去に発生したデモを参考にしており、その類型については、「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たこのデモを踏まえ、構成要件がより明確になるよう、定めてまいります。	D
177	類型として「NGなもの」を書く一方で、「OKなもの」を事例として記載してほしい、規制範囲が明確に分かるように市民に周知すべきとの意見 (同趣旨ほか3件)	この条例上の禁止規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。	C
178	手段についての限定を可能な限り設けるべきであるとの意見	この条例における禁止行為については、本市において、過去に発生したデモを参考にしており、手段の規定については、過度に広範な規制とならないよう、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、定めてまいります。	B
179	手段の「拡声器」には、マイクも入れるべき、又は地声も含めるべきとの意見 (同趣旨ほか11件)	手段の「拡声機」については、声を拡声する装置であり、マイクなどを含めております。	D
180	手段の「多数の者」、「一斉に」、「大声で」は不明確であり、見直すか、削除すべきとの意見 (同趣旨ほか7件)	手段の「多数の者」、「一斉に」、「大声で」との用語については、構成要件の明確化が困難と判断し、削除してまいります。	A
181	手段の「多数の者」は人数を明確にすべき、又は一人でも対象となるようにすべきとの意見 (同趣旨ほか6件)	手段の「多数の者」、「一斉に」、「大声で」との用語については、構成要件の明確化が困難と判断し、削除してまいります。	D
182	つきまとい、練り歩きも対象とすべきとの意見 (同趣旨ほか1件)	この条例における禁止行為については、本市において、過去に発生したデモを参考にしており、手段の規定については、過度に広範な規制とならないよう、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、定めてまいります。	D
183	宣伝の手段も禁止すべきとの意見		
184	列記されている手段は通常のデモでも行われており、禁止されるのはおかしいとの意見 (同趣旨ほか2件)		
185	市民からの通報窓口を設置すべきとの意見 (同趣旨ほか61件)	市民からの通報や情報提供については、市で受け付けてまいります。 なお、この条例における禁止行為に該当するか否かについては、現時点では、市は、他者からの通報及び提供された情報ではなく、市が収	C

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		集した情報及び条例が規制する行為の映像や音声の記録を、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」に提供し、市長は、その意見を聴いた上で、判断することとしており、これにより、その客観性を担保してまいります。	
186	特定団体のみ適用できるようにすべきとの意見 (同趣旨ほか4件)	この条例における禁止行為については、誰であっても許されるものではないことから、特定の団体のみを対象とするのではなく、全てのものを対象にしてまいります。	D
187	市民が他地区で差別に遭遇した場合もこの規定を適用できるようにすべきとの意見	条例の効力については、原則として、当然属地的に生ずるものと解すべきであるとされており、したがって、この条例における禁止行為については、市内で行われる行為を対象にしてまいります。	D
188	選挙活動における不当な差別的言動についても禁止すべきとの意見 (同趣旨ほか8件)	選挙活動における言動については、「公職選挙法」等の関係法令に則り、適切に対応してまいります。	D
189	ヘイトスピーチが表現の自由として認められないことを明記すべきとの意見 (同趣旨ほか1件)	あらゆる差別は許されるものではありませんが、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。 この条例における禁止行為については、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に示し、構成要件の明確化を図ってまいります。	D
190	差別的言動の認定権限が市長に集中しているとの意見	この条例における禁止行為に該当するか否かについては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、判断することとしており、これにより、その客観性を担保してまいります。	D
191	差別的言動の類型が不明確であり、萎縮効果をとまなうとの意見	この条例における禁止行為については、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に示し、構成要件の明確化を図ってまいります。	D
192	本邦外出身者同士での事案が生じた場合はどうなるのかとの意見	この条例では、禁止の対象となる「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」については、何人も行い、又は行わせてはならないとしてまいります。	D
193	「退去をあおる」、「名誉に危害」などの表現について、発信者にヘイトの意志がなくても、上記に当てはめられヘイトと断罪されることが心配との意見	個別具体的な言動が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かについては、「差別的言動解消法」の趣旨を踏まえて、その言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断してまいります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
194	「プラカード」は表現の範疇に収まると考えるとの意見	手段の「プラカード」については、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の一つとして捉えてまいります。	D
195	「『表現』に藉口した『行為』を規制する」ことを目的とすることを誰の目にも明らかにすべきとの意見	この条例では、条例（素案）に記載した「類型」に該当する言動を拡声機を使用する方法により行う行為を対象にしております。 この条例上の禁止規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。	D
196	「表現の自由」と「行き過ぎた表現」を巡る意見対立の問題があって、基本的には「表現の自由」は最大限に尊重されるべきだが、例えば明らかな名誉棄損・差別等があれば、最終的には裁判で判決が出されるのが良い。	この条例上の罰則規定の適用に当たっては、市長は、刑事告発を行うにとどまります。 その後、検察が捜査（警察が行う場合を含む。）を行い、起訴するか否かを判断し、検察が起訴した場合、判決は裁判所が行うこととなります。	D
197	審査結果に対する反論を行う機会が与えられておらず、権力を利用した一方的、恣意的な言論弾圧の温床である。	この条例では、「川崎市行政手続条例」等に則り、適切に対応してまいります。	D
198	「集会・言論の自由」などの「表現の自由」との兼ね合いを考慮し、地方自治体ではなく、国会での議論を踏まえ、国として対応することが望ましい。市が本案を通すのであれば、日本国民の権利の侵害をする可能性まで孕んだ本件について、市民に信を問うべき。	「差別的言動解消法」第4条第2項には、「地方公共団体は、・・・、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められており、また、「差別的言動解消法」については、参議院及び衆議院の法務委員会において、それぞれ「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」との附帯決議がなされております。 「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たデモが行われた本市におきましては、これらの行為を勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、市内において、こうした行為が、再び繰り返されることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講じてまいります。 また、令和元年6月24日、市議会文教委員会へ条例（素案）を報告後、同素案を公表し、同年7月8日から同年8月9日まで、パブリックコメント手続を実施し、市民の御意見を募集してまいりました。 同手続により、お寄せいただいた御意見については、整理・集約し、条例案への反映を検討し、12月議会へ条例案を提出してまいります。	D
199	表現の自由は、他者との関係の中で許容される範囲が決まる権利であり、	「差別的言動解消法」第4条第2項には、「地方公共団体は、・・・、当該地域の実情に応じ	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	行政が一律で規制するには明確な基準が必要と思われるが、何が「ヘイトスピーチ」に当たるかは個別具体的に判断されるものであり、明確な基準は難しく、規制にそぐわない。 (同趣旨ほか1件)	た施策を講ずるよう努めるものとする」と定められており、また、「差別的言動解消法」については、参議院及び衆議院の法務委員会において、それぞれ「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」との附帯決議がなされております。 「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たデモが行われた本市におきましては、これらの行為を勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、市内において、こうした行為が、再び繰り返されることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講ずるもので、このような行為を繰り返すものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。	
200	「差別を受けている者」のどのような具体的利益を保護するのかを条例に明記して、保護法益を明確にすべきとの意見	この条例では、「居住する地域において平穩に生活する権利」を保護法益としてまいります。 法令においては、保護法益が明文化されていないものもあり、こうした法令を参考に、この条例では、その全体の構成を勘案し、保護法益を明文化する規定は設けておりません。	D

③勧告・命令・公表について（742件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
201	勧告、命令、公表（・罰則）と段階的に手順を踏んでいるのが良いとの意見 (同趣旨ほか36件)	この条例上の禁止規定や罰則規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。	B
202	差別防止対策等審査会の意見を聴いて市長が勧告、命令を出し、命令違反の場合に罰則の対象とする仕組みを支持するとの意見 (同趣旨ほか72件)	市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、「勧告」、「命令」及び「公表」を行ってまいります。	
203	検閲と疑われないようにする手続が提案されているのが良いとの意見		
204	勧告・命令にとどまらず、罰金と公表まで設けることに反対する意見	「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たデモが行われた本市におきましては、市内において、こうした行為が、再び繰り返されることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講ずるもので、	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		このような行為を繰り返し行うものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定と、その公表に関する規定を設けてまいります。	
205	3段階（勧告、命令、告発）を踏むこと、有識者の意見を聞くことについては、以前と表現を改めても違反とされることが想定され、全く意味を持たないとの意見	この条例では、罰則規定を適用するための検察等による手続に至る前に、本市による「勧告」及び「命令」に対する違反を要件とすることで段階を踏んで慎重に判断する仕組みを設けており、本市の判断に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いてまいります。 また、その運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	D
206	（勧告、命令、公表の）3段階では遅く、1回（又は2回）の違反で罰則にすべきとの意見、又は該当行為はすぐにやめさせるべきとの意見 （同趣旨ほか68件）		
207	3回までならヘイトスピーチができると勘違いされるのではないかと、又は逆に取られるのではないかととの意見 （同趣旨ほか7件）		
208	「指導、勧告、命令、公表（罰則）」という4段階とすべきとの意見 （同趣旨ほか1件）		
209	「公表」は3回目の段階ではなく、もっと早く行うべきとの意見 （同趣旨ほか3件）		
210	「5年以内に3回「公表・罰則」の段階まで至った者」については、「差別防止対策等審査会」による「勧告・命令」の手順を踏まず即時「公表・罰則」とすべきの意見		
211	勧告、命令、公表を明確にし、速やかに行うべきとの意見、勧告、命令の有効期間を明確にすべきとの意見、又は施行できる体制や人的配置を行うべきとの意見 （同趣旨ほか7件）		
212	「勧告」の起点が不明確であるとの意見		
213	ヘイトスピーチの中止命令に有効期限はないのか。常識的には、10年以上前の命令が有効だというのはおかしい。10年くらいで時効とした方がよいとの意見	この条例上の「勧告」及び「命令」については、表現の自由に対する過度に広範な規制とならないよう、他の法令を参考に、違反行為をしてはならない期間及びその起算点として、「勧告（命令）の日から6月間」を設定してまいります。	A

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
214	ヘイトスピーチの手段や対象を変えて行ったとしても、リセットせずにカウントすべきとの意見 (同趣旨ほか16件)	この条例では、対象が以前と異なる場合には別の違反行為とし、対象が以前と同じ場合で手段が異なるときには、同じ違反行為としてまいります。	D
215	判断に当たっては、市民からの通報・情報提供を受け、それらを全て差別防止対策等審査会に提供して意見を聴き、判断結果を公表すべきとの意見 (同趣旨ほか156件)	市民からの通報や情報提供については、市で受け付けてまいります。 なお、この条例における禁止行為に該当するか否かについては、現時点では、市は、他者からの通報及び提供された情報ではなく、市が収集した情報及び条例が規制する行為の映像や音声の記録を、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」に提供し、市長は、その意見を聞いた上で、判断することとしており、これにより、その客観性を担保してまいります。	D
216	「命令」違反の該当性についても、差別防止対策等審査会の意見を聴くべきとの意見 (同趣旨ほか133件)	「命令」違反があった場合で公表をしようとするときは、御意見を踏まえ、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くことが適当と判断し、市長は、その意見を聴くよう、修正してまいります。	A
217	「同様の違反行為」とあるが、類型、手段をどのように考えるかとの意見、又はカウントの仕方等が不明確であるとの意見 (同趣旨ほか7件)	この条例では、対象が以前と異なる場合には別の違反行為とし、対象が以前と同じ場合で手段が異なるときには、同じ違反行為としてまいります。	D
218	団体名を変える等して違反行為を繰り返す際の勧告、命令、公表の仕方を検討すべきとの意見 (同趣旨ほか6件)	この条例上の「勧告」、「命令」及び「公表」については、この条例及び関係法令等に則り、適切に対応してまいります。	C
219	事実認定の方法など不透明な点をなくし、適正な手続を求める意見 (同趣旨ほか11件)		
220	「勧告」について、「なお市は、当該団体の次の違反行為の前に勧告を行うよう努める」との規定を入れるべきとの意見	この条例上の「勧告」及び「命令」については、この条例及び関係法令等に則り、適切に対応してまいります。	D
221	「勧告」「命令」をする相手に対して、過去の事実について、日時、場所、行為態様、言動を具体的に特定して、「同じことをしてはならない」と「勧告」「命令」するものであることを条文中で明示すべきとの意見		
222	勧告、命令、公表が行政処分であり、訴訟の提起が可能であることを明記すべきとの意見 (同趣旨ほか1件)	この条例上の「命令」については、行政処分に該当しております。 この条例上の「勧告」、「命令」及び「公表」については、この条例及び関係法令等に則り、適切に対応してまいります。	D
223	罰則を受ける者が反論する機会がないとの意見、又は勧告を受ける者にその理由を通知し、その者が意見を述	この条例上の「命令」は、行政処分に該当しており、「川崎市行政手続条例」に則り、原則として、弁明の機会を付与してまいります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	へ、証拠を提示する機会を与えるべきとの意見 (同趣旨ほか5件)	また、「勧告」の対象となる者は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」が、書面により意見を述べる機会を与えることができるとしております。	
224	告知聴聞、不服申立などの適正手続の整備も必要であるとの意見	この条例上の「命令」については、行政処分に該当しており、「川崎市行政手続条例」に則り、原則として、弁明の機会を付与してまいります。 また、「行政不服審査法」による不服申立ての対象となるものです。	B
225	「公表」に賛成する意見	この条例上の禁止規定や罰則規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。 市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、「勧告」、「命令」及び「公表」を行ってまいります。	B
226	公表して終わりではなく、後日、公表対象者が過去とは違う生き方を選び、そうした差別することのない生き方を支援すべきで、差別防止対策等審査会の意見を踏まえて公表内容へ付記できる制度(公表内容の見直し時期を5年後に設定するなど)とすべきとの意見	この条例上の「公表」については、違反行為を抑止するなどの効果があると考えております。 その運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	D
227	罰則規定を置くなら違反者の氏名住所を公表する必要はないとの意見、又は意味があるのかとの意見 (同趣旨ほか3件)	この条例上の「公表」については、違反行為を抑止するなどの効果があると考えております。 その運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	D
228	個人情報保護の観点から、氏名住所の公表に反対する意見 (同趣旨ほか3件)		
229	2回目の違反行為が行われた時点で、命令とともに、3回目の違反をしたら名称等公表する旨を予告すべきとの意見	この条例上の「公表」については、違反行為を抑止するなどの効果があると考えております。 その運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	C
230	「公表」に当たっては厳格な運用を要するとの意見 (同趣旨ほか3件)		
231	「公表」の手法や内容に対する意見 (ホームページで公表するのか？公表は罰則なのか？など) (同趣旨ほか2件)	この条例上の「公表」については、違反行為を抑止するなどの効果があると考えております。 その運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。 また、「公表」に当たっては、市のホームページなどを活用してまいります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
232	罰則を受けた者に対しては、デモ等を一切禁ずべきであるとの意見	この条例上の罰則規定の適用を受けた者に対して、それ以後に行われる行為を含めて、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、慎重な対応が必要と判断しております。	D
233	市長の判断が誤っている場合の検査手順が欠落しているとの意見 (同趣旨ほか1件)	本市の判断に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととし、また、行政刑罰を選択することで、一行政機関たる本市の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしてまいります。	D
234	「命令」に対し取消訴訟などを起こされていた場合に、3回目の行為があったときには、刑事裁判との調整はどうなるのかとの意見 (同趣旨ほか6件)	取消訴訟又は審査請求の提起については、執行不停止の原則により、処分の効力を妨げないとされており、相手方からの執行停止に係る申立てに基づく裁判所等からの執行停止の決定がなされない限り、命令が有効であることを前提に手続を進めていくこととなります。 この条例上の罰則規定の適用に当たっては、市長は、刑事告発を行うにとどまります。 その後、検察が捜査（警察が行う場合を含む。）を行い、起訴するか否かを判断し、検察が起訴した場合、判決は裁判所が行うこととなります。	D
235	違反行為者の所在地や連絡先が不明の場合、どのように通達するのか。不在の場合でも、書面審査により処罰として公表するのかとの意見 (同趣旨ほか1件)	相手方の所在地等が不明なため、勧告書、命令書等の送達ができない場合には、「民法」の規定に基づく公示送達を行うなどして、適切に対応してまいります。	D
236	「勧告」の際になぜそのような発言をするのか調査を行い、記録すべきとの意見	市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、「勧告」、「命令」及び「公表」を行ってまいります。 この条例では、同審査会が、条例に違反した者に対し、書面により意見を述べる機会を与えることができるとしてまいります。	C
237	「勧告」、「命令」の段階で、差別解消のための研修などの措置を盛り込むべきとの意見	人権教育及び人権啓発に係る取組については、この条例の制定を契機に、より効果的なものとなるよう、その充実に努めてまいります。	C
238	警察との連携を明記すべきとの意見 (同趣旨ほか1件)	この条例の運用に当たっては、警察その他関係機関等との連携を十分に図ってまいります。	D
239	団体が実行者を変えるなどの抜け道対策として、過去の実例と被害を踏まえ、個別事案毎に市役所、審議会、市長と段階を経て期間を決め深く審査し、度合いに応じ都度「警告」「命令」「刑事罰」を振り分けすべきとの意見	市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、「勧告」、「命令」及び「公表」を行ってまいります。 その運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
240	1回、2回と違反行為を行った主犯者が、3回目の違法行為をした際、3回目のみ共犯者がいた場合、公表・罰則を受けるのかとの意見	この条例上の罰則規定の適用に当たっては、市長による勧告に違反し、その後、更に命令を受け、その命令に違反したものが、対象となり、併せて、公表の対象となるものです。	D
241	差別認定された行為に対し、第三者の住民が不服を申し立てることで認定を覆すことができる余地を残しておくべきとの意見	この条例上の「命令」については、行政処分に該当しており、「行政不服審査法」による不服申立ての対象となるものです。	D
242	捜査・起訴・判決は警察・検察・裁判所が行わないと、市長や諮問機関に恣意的に運用される恐れがあるとの意見 (同趣旨ほか12件)	この条例上の罰則規定の適用に当たっては、市長は、刑事告発を行うにとどまります。 その後、検察が捜査(警察が行う場合を含む。)を行い、起訴するか否かを判断し、検察が起訴した場合、判決は裁判所が行うこととなります。	D
243	信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害といったテーマの言論活動についてまでが、「勧告、命令、公表(・罰則)」の対象範囲となるのは、萎縮効果が大きすぎるとの意見	この条例における禁止行為については、特定の国の出身者等を排除するとの明確な意図を持ったものを対象にしており、このような行為を繰り返し行うものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。 その運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	D
244	誰がヘイトスピーチと認定するのか、又は司法判断を経るのかとの意見 (同趣旨ほか25件)	この条例上の「勧告」及び「命令」に当たっては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととし、また、行政刑罰を選択することで、一行政機関たる本市の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしてまいります。	D
245	判断には議論の余地があるため、異なる意見を持つ複数の市議会議員による公開議論が必要との意見	この条例の「勧告」、「命令」及び「公表」に当たっては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととし、また、行政刑罰を選択することで、一行政機関たる本市の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしてまいります。 また、これらの取組については、市議会に報告してまいります。	D
246	「命令」違反で告発することを訴訟条件とすべきとの意見 (同趣旨ほか103件)	この条例上の罰則規定の適用に当たっては、市長は刑事告発を行うにとどまります。 「刑事訴訟法」では、公訴は検察官が行うものとされ、公訴の提起について、検察官の裁量を認めております。	D
247	3回目の勧告までは犯罪としての要件を満たさないとされる今回の条例のような場合、現行犯での逮捕などはどのように扱うことになるのかとの意見	更に、同法では、検察官の訴追裁量権の濫用防止の観点から、裁量権の逸脱があった場合には、判決で公訴を棄却しなければならないとさ	

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
248	警察が内容を判断し、逮捕といった仕組みとならないようにすべきとの意見 (同趣旨ほか1件)	れております。 また、告訴・告発は、一般的効果としては、捜査の端緒となるに過ぎないことなどを踏まえ、市の告発を訴訟条件とする積極的な理由はないと判断しております。	
249	告訴については、議会に協議、同意のうえ、親告罪とし、告訴権者を市長とすべきとの意見	「刑事訴訟法」では、公訴は検察官が行うものとされ、公訴の提起について、検察官の裁量を認めております。 更に、同法では、検察官の訴追裁量権の濫用防止の観点から、裁量権の逸脱があった場合には、判決で公訴を棄却しなければならないとされております。 また、告訴・告発は、一般的効果としては、捜査の端緒となるに過ぎないことなどを踏まえ、市の告発を訴訟条件とする積極的な理由はないと判断しております。 なお、市長による刑事告発を行う場合には、市議会に報告してまいります。	D
250	客観的な判断に資するよう、取り締まりに至った事案の内容と経緯、根拠を開示すべきとの意見	この条例上の「勧告」、「命令」及び「公表」に当たっては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その判断をしております。 また、これらの取組に関する情報の公開については、「川崎市情報公開条例」に則り、適切に対応してまいります。	C
251	差別防止対策等審査会の意見を聴いて市長が勧告、命令を出し、命令違反の場合に罰則の対象とする仕組みを支持しないとの意見	この条例では、罰則規定を適用するための検察等による手続に至る前に、本市による「勧告」及び「命令」に対する違反を要件とすることで段階を踏んで慎重に判断する仕組みを設けており、本市の判断に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いてまいります。 また、その運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	D
252	事前に行われることがあらかじめわかっている「差別扇動行為」について、市の職員がその場に赴いて情報収集することを明文化すべきとの意見	この条例における禁止行為に該当するか否かについては、現時点では、市は、他者からの通報及び提供された情報ではなく、市が収集した情報及び条例が規制する行為の映像や音声の記録を、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」に提供し、市長は、その意見を聴いた上で、判断することとしており、これにより、その客観性を担保してまいります。	D

④公の施設の利用許可等の基準について（４０９件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
253	「公の施設の利用許可等の基準」に関する規定を条例に位置付けることに賛成の意見 (同趣旨ほか19件)	この条例には、公の施設の利用許可等の基準として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定根拠となる規定を設けてまいります。 この条例の制定後も、公の施設の利用申請に対しては、引き続き、関係法令及びガイドライン等に則り、適切に運用してまいります。	B
254	「公の施設の利用許可等の基準」の実効性のある運用、又は思想統制にならない運用を求める意見 (同趣旨ほか7件)	この条例には、公の施設の利用許可等の基準として、ガイドラインの策定根拠となる規定を設けてまいります。 この条例の制定後も、公の施設の利用申請に対しては、引き続き、関係法令及びガイドライン等に則り、適切に運用してまいります。	C
255	「公の施設の利用許可等の基準」は憲法（表現の自由）や地方自治法（公の施設の使用許可）に抵触するのではないかとの意見 (同趣旨ほか6件)	「地方自治法」第244条第2項には、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」と定められており、この「正当な理由」に該当するか否かについては、個別具体的に判断することになりますが、一般的には、利用に当たり使用料を払わない場合、利用者が予定人員を超える場合、その者に利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合、その他施設の利用に関する規程に違反して利用しようとする場合は、「正当な理由」に該当すると解されています。 また、同条第3項には、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」と定められており、この「不当な差別的取扱い」に該当するか否かについても、個別具体的に判断することになりますが、一般的には、利用に当たり、信条、性別、社会的身分、年齢等により、合理的な理由なく、利用を制限し、あるいは使用料を減額する等は、「不当な差別的取扱い」に該当すると解されています。 本市では、各施設の所管組織が、当該施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として、平成29年11月9日、ガイドラインを策定・公表し、平成30年3月31日、施行しました。 ガイドラインには、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の行われるおそれが客観的事実に照らして具体的に認められる場合（以下「言動要件」という。）」に加え、「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実に照らして明白な場合（以下「迷惑要件」という。）」の2つの要件を設けております。	D
256	不許可・許可の取消しの要件に、「市民の安全と尊厳を守る」等の視点が必要であるとの意見		
257	市税を納めている市民への使用不許可は納得できないとの意見		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		<p>なお、「不許可」及び「許可の取消し」の判断に当たっては、その判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」から、事前に意見聴取を行い、「表現の自由」その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、この条例の制定後も、公の施設の利用申請に対しては、引き続き、関係法令及びガイドライン等に則り、適切に運用してまいります。</p>	
258	<p>「公の施設の利用許可等の基準」において、なぜヘイトスピーチだけを規制するのかとの意見</p> <p>現行で対応できているので新たな基準は不要との意見</p>	<p>「差別的言動解消法」の制定により、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は許されないという国の意思が明確に示されました。</p> <p>「差別的言動解消法」第4条第2項には、「地方公共団体は、・・・、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められており、また、「差別的言動解消法」については、参議院及び衆議院の法務委員会において、それぞれ、「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」との附帯決議がなされており、地域の実情に応じ、市は、適切に対処する必要があると考えております。</p> <p>本市では、各施設の所管組織が、当該施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として、ガイドラインを策定しております。</p> <p>この条例には、公の施設の利用許可等の基準として、このガイドラインの策定根拠となる規定を設けてまいります。</p> <p>この条例の制定後も、公の施設の利用申請に対しては、引き続き、関係法令及びガイドライン等に則り、適切に運用してまいります。</p>	D
259	<p>「おそれ」のみで使用許可を与えないのはおかしいとの意見 (同趣旨ほか9件)</p>	<p>各施設の所管組織は、「言動要件」に該当するか否かについては、その該当性が利用申請書等の記載から明らかでない場合は、申請者・団体側からの情報発信(告知内容)等を確認するほか、申請者・団体の性質及び活動歴等も勘案の上、総合的に判断しております。</p> <p>また、「迷惑要件」に該当するか否かについては、その利用によって、他の利用者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産が侵害され、公共安全が損なわれる危険があり、これを回避する必要性が優越する場合に限られなければならない、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であり、他者の実力での妨害により紛争が生じるおそれを理由に平穏な集会を拒否できるのは、警察の警備等に</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		<p>よってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られ、更には、当該施設の性質・形態を考慮の上、総合的に判断しております。</p> <p>なお、「不許可」及び「許可の取消し」の判断に当たっては、その判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」から、事前に意見聴取を行い、「表現の自由」その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、この条例の制定後も、公の施設の利用申請に対しては、引き続き、関係法令及びガイドライン等に則り、適切に運用してまいります。</p>	
261	「行われるおそれがある」ではなく、「行われた場合」とすべきとの意見	<p>本市では、各施設の所管組織が、当該施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として、ガイドラインを策定しております。</p> <p>この条例の制定後も、公の施設の利用申請に対しては、引き続き、関係法令及びガイドライン等に則り、適切に運用してまいります。</p>	D
262	現行の「公の施設」利用許可に関するガイドラインの見直しを求める意見（「迷惑要件」の削除等） （同趣旨ほか211件）	<p>ガイドライン上の「言動要件」及び「迷惑要件」については、行政の責任として、法令等に抵触しないよう、慎重に検討した結果、設定したものであり、この枠組みについては、この条例の制定後も、引き続き、維持していくことが適当であると判断しております。</p>	D
263	「公の施設」利用許可に関するガイドラインの迷惑要件に該当するかの判断は、施設管理者限りではなく、ハイトスピーチに関する部会の意見も聴くべきとの意見 （同趣旨ほか142件）	<p>本市では、各施設の所管組織が、当該施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として、ガイドラインを策定しております。</p> <p>ガイドラインには、「言動要件」に加え、「迷惑要件」を設けております。</p> <p>なお、「不許可」及び「許可の取消し」の判断に当たっては、その判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」から、事前に意見聴取を行い、「表現の自由」その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、この条例の制定後も、公の施設の利用申請に対しては、引き続き、関係法令及びガイドライン等に則り、適切に運用してまいります。</p>	D
264	特定の団体への公共施設の使用を禁止してほしいとの意見 （同趣旨ほか1件）	<p>この条例の制定後も、公の施設の利用申請に対しては、引き続き、関係法令及びガイドライン等に則り、適切に運用してまいります。</p>	D
265	規定から「本邦外出身者」を外すべきとの意見	<p>ガイドライン上の枠組みについては、この条例の制定後も、引き続き、維持していくことが適当であると判断しております。</p>	D
266	ガイドラインの見直しに当たっては、第三者で構成される専門機関による検証を実施のうえ、条例制定と並行		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	して集約すべきとの意見		

⑤インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表について（975件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
267	「インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表」に関する規定を条例に位置付けることに賛成の意見（同趣旨ほか234件）	この条例では、インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表として、市は、インターネット上の一定の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動について、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じ、併せて、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等を公表してまいります。	B
268	「インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表」に関する規定を条例に位置付けることに反対の意見（監視や統制につながる等）（同趣旨ほか18件）	この条例におけるインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表については、市の区域内で行われたインターネット表現活動と、市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）のうち、一定の要件に該当するものを対象としてまいります。 この条例では、インターネット上の一定の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動について、禁止規定及び罰則規定を設けていないことから、「日本国憲法」の禁止する検閲には該当しておりません。 インターネット表現活動に係る拡散防止措置については、事例に応じ、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）」その他関係法令に則り、適切に対応してまいります。 また、公表により、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図る趣旨を阻害すると認められるときなどは、これを公表しないことができるとしてまいります。	D
269	インターネット表現活動に罰則を科すのはおかしいとの意見（同趣旨ほか8件）		
270	市がモニタリングや削除要請を行うことを条例に明記すべきとの意見（同趣旨ほか19件）		
271	内容への疑問を記載したもの（本邦外出身者のみが対象か？表現活動とは？市の区域外とは？誰が判定するのか？など）（同趣旨ほか6件）		
272	インターネット表現活動も罰則の対象にすべきであるとの意見（同趣旨ほか188件）	あらゆる差別は許されるものではありませんが、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。 インターネット上の一定の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動については、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じ、併せて、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等を公表してまいります。	D
273	インターネット上での差別的言動も禁止であると明記すべきとの意見		
274	定義や基準をより明確にすべきとの意見（同趣旨ほか8件）		
275	インターネット上の匿名のヘイトスピーチも規制すべきとの意見（同趣旨ほか1件）		
276	「インターネット表現活動」とあるが、差別的言動は「表現」と言えないのではないかととの意見		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
277	通報窓口を設置すべきとの意見 (同趣旨ほか15件)	この条例におけるインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表については、市民等の申出又は職権により行ってまいります。	B
278	対象を拡大すべきとの意見(部落差別、性的マイノリティ、障害者等) (同趣旨ほか45件)	この条例では、人権侵害による被害に係る支援として、「市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする」としてまいります。	D
279	プロバイダなど媒体にも規制を掛けるべきであるとの意見 (同趣旨ほか9件)	インターネット関連の事業者(プロバイダ等)については、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」その他関係法令に則り、適切に対応してまいります。	D
280	違憲である、又は市や条例の範囲を超えているとの意見 (同趣旨ほか160件)	この条例におけるインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表については、市の区域内で行われたインターネット表現活動と、市の区域外で行われたインターネット表現活動(市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)のうち、一定の要件に該当するものを対象にしてまいります。 インターネット上の一定の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動については、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その判断をしてまいります。 インターネット関連の事業者(プロバイダ等)については、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」その他関係法令に則り、適切に対応してまいります。	D
281	インターネット規制が弱い、これは国がまずやるべきで、根拠法が必要であるとの意見 (同趣旨ほか2件)		
282	インターネット対策として市が適切な手段をとれるのか疑問であるとの意見 (同趣旨ほか5件)		
283	インターネットを規制する適切な手段がなく、非現実的との意見		
284	市内だけでなく、他の自治体の言論の自由を委縮させるとの意見		
285	インターネット対策として有効な手段を検討すべきとの意見 (同趣旨ほか6件)	この条例では、インターネット上の一定の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動については、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じ、併せて、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等を公表してまいります。	C
286	正しい情報を市が発信していくべきであるとの意見 (同趣旨ほか3件)		
287	公表は速やかに行うべきとの意見 (同趣旨ほか1件)		
288	「不当な差別的言動を公表しないことができる」とあるが、これは市長の判断ひとつで発言そのものを闇に葬ることが可能になり、地方自治体の長の権限を逸脱しているとの意見	この条例では、インターネット上の一定の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動については、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じ、併せて、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等を公表してまいります。 また、公表により、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図る趣旨を阻害すると認められるときなどは、これを公表しないこ	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		とができるとしてまいります。 取組の推進に当たっては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その判断をしてまいります。	
289	表現活動はインターネットだけではなく、新聞、雑誌、テレビ等の報道なども含めて規定すべきとの意見 (同趣旨ほか6件)	この条例では、人権侵害による被害に係る支援として、「市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする」としてまいります。	D
290	この規定の内容や理念について、市民に丁寧に説明する必要があるとの意見 (同趣旨ほか2件)	この条例の内容等については、人権教育及び人権啓発に係る取組の機会を捉え、丁寧な説明に努めてまいります。	C
291	市が事業者に対して、発信者情報の開示を求められるようにすべきとの意見 (同趣旨ほか205件)	この条例におけるインターネット表現活動に係る拡散防止措置については、事例に応じ、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」その他関係法令に則り、適切に対応してまいります。	C
292	動画に限定ではなく、物理的音声でないものを規制するのはいかなるものかとの意見	「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」については、音声でないものを含めて対象にしており、「差別的言動解消法」の趣旨に則り、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図ってまいります。	D
293	「公表」は具体的にどのように行うのかとの意見 (同趣旨ほか2件)	この条例におけるインターネット表現活動に係る公表については、市のホームページなどを活用してまいります。	D
294	「市民等の申出又は職権」とは具体的にどのようなことを指すのか、又は監視するのかとの意見	この条例における「市民等の申出」等とは、市民等からの情報提供により、インターネット上の一定の要件に該当する本邦外出身者に対する不当な差別的言動を確認できた場合等を想定しております。	D
295	インターネット対策は、勧告、命令、公表(・罰則)の流れとは別なのか確認したいとの意見 (同趣旨ほか1件)	この条例におけるインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表については、この条例において禁止行為とされる「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を繰り返し行った場合の「勧告」、「命令」、「公表」とは、別の手続になるものです。	D
296	「表現の内容が特定の市民等を対象としているもの」は、政治活動家が川崎市民となって相手を煽るようなケースが増えるのではないかとの意見	この条例におけるインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表については、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。	D
297	この条例制定前のものは対象外として、遡及してはいけないとの意見	この条例については、施策の内容に応じ、適切に施行してまいります。	D

⑥差別防止対策等審査会について（１， １２３件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
298	「差別防止対策等審査会」の設置に賛成する意見 (同趣旨ほか46件)	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」は、不当な差別の解消のために必要な事項などについて、市長の諮問に応じ、調査審議するものです。 同審査会の委員については、学識経験者のうちから市長が委嘱するとしており、高度な専門性と、幅広い知見等を得ながら、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、取組を進めてまいります。	B
299	規制が恣意的とならないことを更に明らかとするため、第三者機関への諮問答申を経由してはどうかとの意見	この条例上の「勧告」、「命令」及び「公表」並びに「インターネット表現活動に係る措置及び公表」の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。 市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その判断をしてまいります。	B
300	「差別防止対策等審査会」の設置に反対する意見(中立性が担保されていない等) (同趣旨ほか3件)	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	D
301	委員の公正な人選を求める意見、又は(素案時点で)人選が不明であるとの意見 (同趣旨ほか38件)	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」については、高度な専門性と、幅広い知見等を得るため、現在の「川崎市人権施策推進協議会」の「ヘイトスピーチに関する部会」や、他都市における取組事例などを参考に、学識経験者により構成し、その人数は、「5人以内」としてまいります。 また、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるきは、同審査会に臨時委員を置いてまいります。 同審査会の委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	D
302	委員のバランスのよい人選を求める意見(男女比、有識者の専攻分野、専門家等) (同趣旨ほか25件)		
303	委員の人数を増やすべきとの意見 (同趣旨ほか178件)		
304	委員会のメンバーは3人で足りるとの意見		
305	委員は学識経験者一般ではなく、差別撤廃問題に関する学識経験者とすべきとの意見 (同趣旨ほか136件)		
306	委員には外国にルーツのある人、女性を含む被害当事者性を有する人を入れるべきとの意見 (同趣旨ほか450件)		
307	委員の選任については、警察官や裁判官等のように適切な試験により選抜された上で承認されるべきとの意見		
308	人選に関して規定に加筆を求める		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	意見（委員の政治活動の禁止、専門委員の設置、プロセスの公開等） （同趣旨ほか4件）		
309	公正な判断を要するものであることから、差別防止対策等審査会の委員は見識のある学者や、弁護士等（行政法学学者、刑事法学者含む）の専門性の高い委員とし、審査会の体制を充実させるべきとの意見 （同趣旨ほか3件）	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」については、高度な専門性と、幅広い知見等を得るため、現在の「川崎市人権施策推進協議会」の「ヘイトスピーチに関する部会」や、他都市における取組事例などを参考に、学識経験者により構成し、その人数は、「5人以内」としてまいります。	B
310	差別防止対策等審査会の委員の選任基準は、被差別意識による法案の濫用を避けるために学識経験者に限定すべきとの意見	同審査会の委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	
311	条例施行後の改正によらずに差別防止対策等審査会の員数を増やすことができる条項にしておくべきとの意見	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」については、高度な専門性と、幅広い知見等を得るため、現在の「川崎市人権施策推進協議会」の「ヘイトスピーチに関する部会」や、他都市における取組事例などを参考に、学識経験者により構成し、その人数は、「5人以内」としてまいります。	B
312	市長による委員の委嘱に疑問を示す意見（投票で決めるべき等）、又は議会承認事項とすべきとの意見 （同趣旨ほか67件）	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の委員の議会同意については、他の附属機関の委員の選任方法や、法定要件の有無などを勘案し、市長の委嘱による選任としてまいります。	D
313	委員の名前や国籍等を公表すべきとの意見 （同趣旨ほか8件）	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の委員の経歴等の公表については、他の附属機関の委員の経歴等の公表状況などを勘案し、総合的に判断してまいります。	C
314	審議の内容を公開すべきとの意見 （同趣旨ほか7件）	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行ってまいります。	C
315	恣意的な運用を懸念する意見 （同趣旨ほか25件）		
316	公平な運営に疑問を呈する意見 （同趣旨ほか31件）		
317	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の認定基準が不明確であるとの意見 （同趣旨ほか17件）	この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定しており、「差別的言動解消法」で規定している用語は、条例上も、同義で使用してまいります。	D
318	審査会における「ヘイトスピーチ」の定義とその判断基準、審査会の構成		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	を公開し、その上で条例素案を検討すべきとの意見 (同趣旨ほか30件)	また、この取組の推進に当たっては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その判断をしております。 同審査会については、高度な専門性と、幅広い知見等を得るため、現在の「川崎市人権施策推進協議会」の「ヘイトスピーチに関する部会」や、他都市における取組事例などを参考に、学識経験者により構成し、その人数は、「5人以内」としてまいります。	
319	審査会の委員は市長の委嘱によるものであり、言論統制、言論弾圧につながるとの意見 (同趣旨ほか9件)	この条例における禁止行為については、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に、構成要件の明確化を図ってまいります。 また、罰則規定を適用するための検察等による手続に至る前に、本市による「勧告」及び「命令」に対する違反を要件とすることで段階を踏んで慎重に判断する仕組みを設けており、本市の判断に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととしています。 なお、同審査会については、高度な専門性と、幅広い知見を得るため、現在の「川崎市人権施策推進協議会」の「ヘイトスピーチに関する部会」や、他都市における取組事例などを参考に、学識経験者により構成し、その人数は、「5人以内」としてまいります。 同審査会の委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要と考えており、慎重かつ厳正に行っております。	D
320	審査会の行政への監視機能を疑問視する意見 (同趣旨ほか2件)		
321	審査会が罰則の判断をするのはおかしいとの意見 (同趣旨ほか6件)		
322	審査会の権限は越権行為であるとの意見	この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の調査権限については、これに応じないことにより、不利益な取扱いを受けることはなく、また、強制力を持つものではありません。 また、同審査会の指名する委員の調査についても、同審査会の権限の範囲内で行ってまいります。	D
323	「その指名する委員に前記の必要な調査を行わせる」の具体的な内容を確認するもの(犯罪の捜査との違いは？強制捜査が可能なのか？など) (同趣旨ほか2件)		
324	「差別防止対策等審査会」を「本邦外出身者」のみに限定せず、幅広く実効性のあるものにすべきとの意見	この条例上の「勧告」、「命令」及び「公表」並びに「インターネット表現活動に係る措置及び公表」の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。 市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その判断をしております。 また、市は、人権侵害による被害に係る支援	C

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		<p>を行う過程において、同審査会の意見を聴くことを想定しており、その活用を図ってまいります。</p>	
325	<p>申出あるいは発覚から一定期限内に審査会が判断するなどの規定があるとより効果的であるとの意見 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>この条例上の「勧告」、「命令」及び「公表」並びに「インターネット表現活動に係る措置及び公表」の規定の適用に当たっては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととしております。</p> <p>これらの場合には、違反行為後、速やかに、同審査会を開催することにより、効果的な審議につなげたいと考えております。</p>	C
326	<p>審査会の機能充実や迅速な審議を求める意見 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>この条例上の「勧告」、「命令」及び「公表」並びに「インターネット表現活動に係る措置及び公表」の規定の適用に当たっては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととしております。</p> <p>これらの場合には、違反行為後、速やかに、同審査会を開催することにより、効果的な審議につなげたいと考えております。</p> <p>また、市は、人権侵害による被害に係る支援を行う過程において、同審査会の意見を聴くことを想定しており、その活用を図ってまいります。</p>	C
327	<p>規定の内容に関する質問等を記載したもの（「申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること等必要な調査」、「意見を述べる機会」、「書面」の具体的な意味は？など） (同趣旨ほか2件)</p>	<p>この条例上の「勧告」、「命令」及び「公表」並びに「インターネット表現活動に係る措置及び公表」の規定の適用に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その判断をしてまいります。</p> <p>同審査会では、「インターネット表現活動に係る措置及び公表」に係る申出を行った市民等から意見書又は資料の提出を求めること等の必要な調査を通じて、審議に必要な情報を得ることとしております。</p> <p>また、禁止行為等の当事者から書面により意見を述べる機会を与えることができることとしており、審議の公正性・公平性を確保することとしております。</p> <p>なお、同審査会の調査権限については、これに應じないことにより、不利益な取扱いを受けることはなく、また、強制力を持つものではありません。</p>	D
328	<p>音声・映像等の記録、いわば審査会における検討に必須の証拠や根拠は、誰がどのようにして収集・保存するのかとの意見 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>この条例における禁止行為に該当するか否かについては、現時点では、市は、他者からの通報及び提供された情報ではなく、市が収集した情報及び条例が規制する行為の映像や音声の記録を、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」に提供し、市長は、その意見を聴いた上で、判断する</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		<p>こととしており、これにより、その客観性を担保してまいります。</p> <p>また、市が収集した情報等については、関係法令等に則り、適切に管理し、保存してまいります。</p>	

⑦表現の自由等への配慮について（96件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
329	この条例は「表現の自由」、「言論の自由」に抵触していないとの意見、又は表現の自由への配慮がみられるとの意見 (同趣旨ほか11件)	<p>「日本国憲法」の保障する「表現の自由」は、非常に重要なものと認識しております。</p> <p>一方で、表現行為が、他者の生命・身体・自由・名誉・財産などの具体的侵害に及ぶ場合には、「表現の自由」の保障の限界を超えるものとして、その制限が正当化されることがあり、「表現の自由」を制約する立法については、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。</p> <p>この条例では、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に示し、構成要件の明確化を図ってまいります。</p> <p>本市の判断に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととし、また、行政刑罰を選択することで、一行政機関たる本市の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしたことに加え、「表現の自由等への配慮」の規定を設けることにより、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を不当に侵害しないよう、留意してまいります。</p>	B
330	表現の自由の侵害について、学識経験者や有権者等で構成される審査会等で報告するなどの、侵害されないような仕組みが必要ではないかとの意見 (同趣旨ほか3件)		
331	条例そのものが「表現の自由」、「言論の自由」に抵触しているとの意見、又は「表現の自由」、「言論の自由」を制限してはならないとの意見 (同趣旨ほか29件)	<p>「日本国憲法」の保障する「表現の自由」は、非常に重要なものと認識しております。</p> <p>一方で、表現行為が、他者の生命・身体・自由・名誉・財産などの具体的侵害に及ぶ場合には、「表現の自由」の保障の限界を超えるものとして、その制限が正当化されることがあり、「表現の自由」を制約する立法については、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。</p> <p>この条例では、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に示し、構成要件の明確化を図ってまいります。</p> <p>本市の判断に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととし、また、行政刑罰を選択することで、一行政機関たる本市の</p>	D
332	「表現の自由への配慮」の規定は不要であるとの意見 (同趣旨ほか2件)		
333	「留意する」ではなくより強い表現にすべきとの意見、又は「留意する」を削除すべきとの意見 (同趣旨ほか12件)		
334	「表現の自由への配慮」の内容を具体的に示すべきとの意見、又は丁寧に説明すべきとの意見 (同趣旨ほか14件)		
335	罰則は「表現の自由への配慮」から逸脱するとの意見、又は罰則は表現の		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	自由を委縮するとの意見 (同趣旨ほか3件)	判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしたことに加え、「表現の自由等への配慮」の規定を設けることにより、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を不当に侵害しないよう、留意してまいります。	
336	この規定では、抑止が効かないとの意見 (同趣旨ほか4件)		
337	この規定が他の規定と矛盾しているとの意見 (同趣旨ほか1件)		
338	「国民の自由」の「国民」について、修正した方がよいとの意見 (同趣旨ほか4件)		
339	被差別者の表現の自由がすでに損なわれていることへの配慮が必要との意見 (同趣旨ほか2件)		

(6) 雑則、罰則、施行期日等に関すること (4, 672件)

①報告及び質問について (30件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
340	「報告及び質問」について、手法を詰めるべき、又は間接強制にすべきとの意見 (同趣旨ほか2件)	<p>この条例上の禁止規定や罰則規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。</p> <p>この条例では、罰則規定を適用するための検察等による手続に至る前に、本市による「勧告」及び「命令」に対する違反を要件とすることで段階を踏んで慎重に判断する仕組みを設けており、本市の判断に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いてまいります。</p> <p>これらの行政上の手続を行うに当たっては、必要な情報を得るため、市長は、違反する行為を行ったと認められる者の氏名や、違反行為の状況等について報告を求め、また、市職員に、これらの情報を知っている関係者に質問させることができるとしてまいります。</p> <p>これらは、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならず、行政上の調査であるため、報告を求め、及び質問を行う市職員は、捜査機関が有している権限を有しておらず、これに応じないことにより、不利益な取扱いを受けることはなく、また、強制力を持つものではありません。</p> <p>また、質問を行う市職員は、その身分を示すため、職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないとしてまいります。</p> <p>なお、その実施に当たっては、市職員の負担への配慮などについて、引き続き、検討を進めてまいります。</p>	C
341	犯罪捜査のためではないとの認識が重要との意見 (同趣旨ほか1件)		
342	職員の負担をケアすべきとの意見 (同趣旨ほか2件)		
343	規定に加筆すべきとの意見(市長の質問指示書を携帯すべき、報告・質問は任意であるべき等) (同趣旨ほか5件)	<p>この条例上の禁止規定や罰則規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。</p> <p>この条例では、罰則規定を適用するための検察等による手続に至る前に、本市による「勧告」及び「命令」に対する違反を要件とすることで段階を踏んで慎重に判断する仕組みを設けており、本市の判断に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いてまいります。</p> <p>これらの行政上の手続を行うに当たっては、必要な情報を得るため、市長は、違反する行為を行ったと認められる者の氏名や、違反行為の状況等について報告を求め、また、市職員に、これらの情報を知っている関係者に質問させ</p>	D
344	そのような権限は行政や市民常識から逸脱しているとの意見 (同趣旨ほか3件)		
345	規定の内容に関する疑問や質問等を記載したもの(市職員にそのような権限があるのか?犯罪捜査との違いは何か?証明書とは何か?など) (同趣旨ほか11件)		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		<p>ることができるとしてまいります。</p> <p>これらは、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならず、行政上の調査であるため、報告を求め、及び質問を行う市職員は、捜査機関が有している権限を有しておらず、これに応じないことにより、不利益な取扱いを受けることはなく、また、強制力を持つものではありません。</p> <p>また、質問を行う市職員は、その身分を示すため、職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないとしてまいります。</p>	

②委任について（１件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
346	規則はどのように決まるのか、またその中立性と透明性の担保はどうなるのかとの意見	「地方自治法」上、「普通公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる」とされており、この条例の施行期日を踏まえ、規則を制定してまいります。	D

③罰則について（４，６３９件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
347	罰則規定を設けることに賛成する意見（犯罪として処罰することに賛成、行政刑罰を設けることに賛成等）（同趣旨ほか３，８７１件）	<p>不当な差別が、無知や誤解に起因しているのであればともかく、この条例における禁止行為については、特定の国の出身者等を排除するとの明確な意図を持ったものを対象にしており、このような行為を繰り返し行うものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。</p> <p>その運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p> <p>また、実効性の確保に努め、全ての市民が不当な差別を受けることのないよう、着実に取組を進めてまいります。</p>	B
348	罰則規定を設けることにより実効性が高まる、又は抑止効果があるとの意見（同趣旨ほか９件）		
349	罰則規定を設けることに反対する意見（罰則は表現の自由を委縮させる、罰則は行き過ぎ等）（同趣旨ほか２６５件）	<p>不当な差別が、無知や誤解に起因しているのであればともかく、この条例における禁止行為については、特定の国の出身者等を排除するとの明確な意図を持ったものを対象にしており、このような行為を繰り返し行うものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。</p> <p>その運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不</p>	D
350	差別は犯罪であることを明記すべきとの意見（同趣旨ほか２件）		
351	罰則規定を設けても差別はなくなるという意見、又は罰則規定はパフォーマンスであるという意見（同趣旨ほか３件）		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
352	実際に取り締まれるのかとの意見	当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。 また、実効性の確保に努め、全ての市民が不当な差別を受けることのないよう、着実に取組を進めてまいります。	
353	個人ではなく、団体やデモ等の主催者にも罰則を適用すべきとの意見 (同趣旨ほか7件)	この条例では、市長の命令に違反した行為者を罰金に処するほか、その違反行為を行わせた法人等に対しても、罰金を科してまいります。	B
354	名誉毀損等、現行の法令や制度で対応が可能であり、罰則規定は不要であるとの意見 (同趣旨ほか67件)	この条例が規制する行為については、「刑法」上の脅迫罪、名誉棄損罪などの適用が想定されますが、その成立要件などを踏まえ、この条例上に罰則規定を設けてまいります。	D
355	ヘイトスピーチや差別的行動は刑法にて罪に問うことができると考えられるため、本条例を罰則適用としてもマイノリティへの人権保護強化につながるかと考えにくいとの意見	この条例上の禁止規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に運用してまいります。	
356	ヘイトスピーチ解消法は理念法であり、条例で罰則規定を設けるのは憲法違反であるとの意見 (同趣旨ほか147件)	「徳島市公安条例事件」に係る最高裁判例では、「国の法令が全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、その地方の実情に依りて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じ得ない」と示されております。	D
357	ヘイトスピーチ解消法と齟齬がある、大幅に見直すべきとの意見	「差別的言動解消法」第4条第2項には、「地方公共団体は、・・・、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められており、また、「差別的言動解消法」については、参議院及び衆議院の法務委員会において、それぞれ「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」との附帯決議がなされております。 「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たデモが行われた本市におきましては、これらの行為を勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、市内において、こうした行為が、再び繰り返されることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講ずるもので、このような行為を繰り返し行うものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。 また、罰則規定の対象については、「日本国憲法」上の「地方公共団体は、・・・、法律の	

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		<p>範囲内で条例を制定することができる」や、「地方自治法」上の「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・、条例を制定することができる」との原則に則り、この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定してまいります。</p>	
358	<p>ヘイトスピーチ解消法施行以降3年で、ヘイトスピーチは確認されていないのに罰則規定を設けるのは過剰である。緊急性も必要性もないため反対との意見 (同趣旨ほか30件)</p>	<p>「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たデモが行われた本市におきましては、これらの行為を勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、市内において、こうした行為が、再び繰り返されることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講ずるもので、このような行為を繰り返すものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。</p>	D
359	<p>起訴要件が明記されていないとの意見</p>	<p>この条例上の罰則規定の適用に当たっては、市長は、刑事告発を行うにとどまります。 その後、検察が捜査（警察が行う場合を含む。）を行い、起訴するか否かを判断し、検察が起訴した場合、判決は裁判所が行うこととなります。</p>	D
360	<p>国や警察と連携して対応すべきとの意見 (同趣旨ほか4件)</p>	<p>この条例の運用に当たっては、警察その他関係機関等との連携を十分に図ってまいります。</p>	C
361	<p>罰則を受けた者を公表すべきとの意見 (同趣旨ほか1件)</p>	<p>この条例上の罰則規定の適用に当たっては、市長による勧告に違反し、その後、更に命令を受け、その命令に違反したものが、その対象となり、併せて、公表の対象となるものです。</p>	D
362	<p>罰則を受けた人の選挙活動を制限すべきとの意見 (同趣旨ほか2件)</p>	<p>この条例上の罰則規定の適用を受けた者の選挙活動等については、「公職選挙法」等の関係法令に則り、適切に対応してまいります。</p>	D
363	<p>罰則に関し、根拠となる法律は何かとの意見 (同趣旨ほか3件)</p>	<p>「差別的言動解消法」第4条第2項には、「地方公共団体は、・・・、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められており、また、「差別的言動解消法」については、参議院及び衆議院の法務委員会において、それぞれ「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」との附帯決議がなされております。 「差別的言動解消法」の立法事実ともなり得たデモが行われた本市におきましては、これらの行為を勘案するとともに、今なお、こうした</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、市内において、こうした行為が、再び繰り返されることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講ずるもので、このような行為を繰り返すものについて、「表現の自由」に配慮し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けてまいります。	
364	罰則規定について、十分に市民の理解を得るべきとの意見 (同趣旨ほか5件)	この条例の内容等については、人権教育及び人権啓発に係る取組の機会を捉え、丁寧な説明に努めてまいります。	C
365	行政刑罰ではなく秩序罰(過料)とすべきとの意見 (同趣旨ほか4件)	この条例では、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、構成要件の明確化を図ってまいります。	D
366	罰則は誰が判定するのか、又は基準はどうなっているのかとの意見 (同趣旨ほか11件)	本市の判断に当たっては、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととし、また、行政刑罰を選択することで、一行政機関たる本市の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしたことに加え、「表現の自由等への配慮」の規定を設けることにより、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を不当に侵害しないよう、留意してまいります。	
367	市長・市職員・差別防止対策等審査会が罰則を科すのはおかしいとの意見、又は検察や裁判所が対応すべきとの意見 (同趣旨ほか19件)	この条例上の罰則規定の適用に当たっては、市長は刑事告発を行うにとどまり、その後、検察が捜査(警察が行う場合を含む。)を行い、起訴するか否かを判断し、検察が起訴した場合、判決は裁判所が行うこととなります。	
368	自治体が罰則を科すのはおかしい(三権分立に反する)との意見 (同趣旨ほか50件)		
369	罰金の額を上げるなど、罰則をもっと厳しくすべきであるとの意見 (同趣旨ほか73件)	罰金の額については、「地方自治法」上、「普通地方公共団体は、・・・、その条例中に、条例に違反した者に対し、・・・、100万円以下の罰金、・・・を科する旨の規定を設けることができる」とされております。	D
370	罰金の額をもっと下げるべきであるとの意見(他の条例や法律と比較して重すぎる等) (同趣旨ほか7件)	この条例における罰金の上限の額については、表現行為を規制している他の法令を参考に、「50万円以下の罰金に処する」としてまいります。	
371	罰金だけでなく、他の罰則(懲役等)やペナルティも加えるべきとの意見 (同趣旨ほか29件)		
372	将来の裁判で、川崎市が負けた場合の責任は誰が負うのかとの意見 (同趣旨ほか2件)	市は、関係法令等に則り、適切に事案に対応してまいります。	D
373	冤罪になった場合、どのように相手方の名誉を回復するのかとの意見		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
374	市に証拠収集の専門チームが必要であるとの意見	組織等については、この条例による施策の実施を見据え、総合的に判断してまいります。	D

④施行期日について（2件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
375	施行は令和2年7月1日となっているが、罰則以外の禁止規定の部分は4月1日から施行すべきではないかとの意見 (同趣旨ほか1件)	この条例については、施策の内容に応じ、適切に施行してまいります。	D

(7) その他の意見 (927件)

①その他(条例(素案)の内容に係るもの)(496件)

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
376	<p>ヘイトスピーチ対策以外の施策の充実を求める意見、又は性別・障害・性的マイノリティ・部落差別・アイヌ民族などあらゆるマイノリティに対する差別をなくす施策を求める意見(同趣旨ほか71件)</p>	<p>この条例では、人種、性別、性的指向、障害など人権全般に関して、全ての事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないとしてまいります。</p> <p>あらゆる差別は許されるものではありませんが、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。</p> <p>この条例における禁止行為については、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、構成要件の明確化を図ってまいります。</p> <p>「差別的言動解消法」については、参議院及び衆議院の法務委員会において、それぞれ「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであること」や、「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」との附帯決議がなされており、地域の実情に応じ、市は、適切に対処する必要があると考えております。</p> <p>しかしながら、本市では、現時点で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外の事例において、行政刑罰に関する規定を設け、規制を行うことに相当する立法事実を把握しており、これらの事例については、この条例で罰則規定の対象とはしておりません。</p> <p>今後の状況変化などを注視しつつ、市内において、顕著な事例として、立法事実が生じた場合には、必要に応じ、適切な対応をしてまいります。</p> <p>また、この条例では、人権侵害による被害に係る支援として、「市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする」としてまいります。</p> <p>本市では、全ての市民が、不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、今後も、引き続き、取組を進めてまいります。</p>	C
377	<p>障害者に関する施策や差別禁止規定を盛り込むべきとの意見(同趣旨ほか10件)</p>	<p>この条例では、人種、性別、性的指向、障害など人権全般に関して、全ての事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないとし</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
378	性的マイノリティに関する施策や差別禁止を盛り込むべきとの意見 (同趣旨ほか14件)	<p>てまいります。</p> <p>あらゆる差別は許されるものではありませんが、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。</p> <p>この条例における禁止行為については、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、構成要件の明確化を図ってまいります。</p> <p>「差別的言動解消法」については、参議院及び衆議院の法務委員会において、それぞれ「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであること」や、「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」との附帯決議がなされており、地域の実情に応じ、市は、適切に対処する必要があると考えております。</p> <p>しかしながら、本市では、現時点で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外の事例において、行政刑罰に関する規定を設け、規制を行うことに相当する立法事実を把握しておらず、これらの事例については、この条例で罰則規定の対象とはしておりません。</p> <p>今後の状況変化などを注視しつつ、市内において、顕著な事例として、立法事実が生じた場合には、必要に応じ、適切な対応をしてまいります。</p> <p>また、この条例では、人権侵害による被害に係る支援として、「市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする」としてまいります。</p> <p>本市では、全ての市民が、不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、今後も、引き続き、取組を進めてまいります。</p>	
379	部落差別に関する施策や規定を盛り込むべきとの意見 (同趣旨ほか3件)		
380	男女平等に関する施策や規定を盛り込むべきとの意見 (同趣旨ほか1件)		
381	アイヌ民族に関する施策や規定を盛り込むべきとの意見 (同趣旨ほか42件)		
382	バリアフリーの義務付けを盛り込むべきとの意見		
383	通勤者など川崎にかかわる全ての人を対象とすべきとの意見	<p>地方公共団体の定める条例については、原則として、その効力は当然属地的に生ずるものと解すべきとされており、その効力の及ぶ地域の範囲は当該地方公共団体の区域内に限られるとされております。</p> <p>なお、その区域内であれば、住民であるか否かを問わず、その効力を及ぼすとされております。</p>	D
384	訴えられる側が川崎市民外でも適用されるのかとの意見		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
385	条例策定経過に関する意見(なぜ時間がかかるのか、もっと市民の意見を聴くべき、マイノリティの意見を聴き取るべき、必要な情報を公開すべき、選挙や住民投票で決めるべき等) (同趣旨ほか24件)	令和元年6月24日、市議会文教委員会へ条例(素案)を報告後、同素案を公表し、同年7月8日から同年8月9日まで、パブリックコメント手続を実施し、市民の御意見を募集してまいりました。 同手続により、お寄せいただいた御意見については、整理・集約し、条例案への反映を検討し、12月議会へ条例案を提出してまいります。	D
386	外患誘致罪に当たるとの意見 (同趣旨ほか1件)	外患誘致とは、「外国と通謀して日本国に対し武力を行使させる行為をいう」とされており ます。 この条例の制定に向けた取組については、この行為には該当しておりません。	D
387	適正な運用や実効性のある運用を望む意見 (同趣旨ほか15件)	この条例の運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。 この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の委員については、学識経験者のうちから市長が委嘱するとしており、取組の推進に当たっては、同審査会の意見を聴いた上で、適切に判断してまいります。 本市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例の実効性の確保に努め、着実に取組を進めてまいります。	D
388	人権施策より先にやることがあるのではないかとの意見(治安施策、非正規雇用施策、路上喫煙施策、放置車両施策等) (同趣旨ほか14件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 本市では、各分野の施策については、「川崎市総合計画」等に基づき、着実に取組を進めてまいります。	D
389	人種差別発言はヘイトスピーチではないとの意見	個別具体の言動が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かについては、「差別的言動解消法」の趣旨を踏まえて、その言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断してまいります。	D
390	多文化共生に重きを置くべきではないとの意見	本市では、早くから外国人市民施策を推進し、全国に先駆けて、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる「多文化共生社会」の実現を目指しております。 海外との交流人口が増え、外国人市民の増加や、定住化が見込まれている中、国際都市にふさわしい多様性を生かしたまちづくりが求め	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		<p>られています。</p> <p>今後も、引き続き、外国人市民が持つそれぞれの文化を大切に、まちづくりの担い手として、個々の能力が発揮でき、誰もが住みやすい魅力ある多文化共生のまちを目指してまいります。</p>	
391	<p>「ヘイトスピーチ」の内容をよく確認してから提案すべきとの意見、又は事実を言っているのは「ヘイトスピーチ」には当たらないのではないかととの意見 (同趣旨ほか12件)</p>	<p>この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定してまいります。</p> <p>個別具体の言動が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かについては、「差別的言動解消法」の趣旨を踏まえて、その言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断してまいります。</p>	D
392	<p>差別と区別は別物であるとの意見 (同趣旨ほか6件)</p>	<p>この条例は、社会通念からみて合理的である差別(区別)の解消を図るものではなく、合理的な根拠のない、不当な差別の解消を目的としております。</p>	D
393	<p>「人権」の概念が浸透していないのでその点から見直すべきとの意見</p>	<p>本市では、これまで、児童・生徒をはじめ、様々な世代の方々を対象に、人権教育及び人権啓発に係る取組を推進してまいりました。</p> <p>この条例の制定を契機に、より効果的な取組となるよう、その充実に努めてまいります。</p>	D
394	<p>差別発言は一般常識として判断すべきで、公に制御すべきでもないとの意見 (同趣旨ほか2件)</p>	<p>「差別的言動解消法」の立法事実ともなったデモが行われた本市におきましては、市内において、こうした行為が、再び繰り返されることは看過できないと考えておりますので、今般、この条例において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、本市の実情に応じた施策を講じてまいります。</p>	D
395	<p>反差別活動を行っている市民等と連携すべきとの意見 (同趣旨ほか5件)</p>	<p>この条例の運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p> <p>また、取組の推進に当たっては、市長は、この条例で設置する市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その判断をしてまいります。</p>	C
396	<p>「日本人差別」、「言論弾圧」、「表現の自由への侵害」等の批判は当たらないとの意見 (同趣旨ほか6件)</p>	<p>この条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で制定してまいります。</p> <p>この条例の運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。</p>	B
397	<p>公務員に対しては厳しく対処すべきとの意見(義務を課す、罰則を設ける等) (同趣旨ほか10件)</p>	<p>この条例では、市の責務として、「市は、・・・、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない」としてまいります。</p>	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		この条例の制定を契機に、より一層、市職員の人権意識の向上を図り、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。	
398	県や政府の承認は得たのかとの意見 (同趣旨ほか1件)	この条例の制定に当たっては、国等の承認が必要とはされておりません。	D
399	条例はあいまいで理想論であるとの意見	この条例には、人権教育及び人権啓発に係る規定を設けており、これらの取組を推進し、その充実に努めてまいります。 また、この条例を適切に運用し、その実効性の確保に努めてまいります。	D
400	条例を作っても差別はなくならないとの意見 (同趣旨ほか1件)		
401	差別の原因を探るべき、又は差別の原因をなくしていくべきとの意見 (同趣旨ほか10件)	本市では、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、この条例の制定後も、引き続き、着実に取組を進めてまいります。	D
402	前科者を生むことになり、市のブランドイメージを低下させるとの意見 (同趣旨ほか5件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 この条例の運用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意し、解釈指針を定めるなど、慎重に対応してまいります。	D
403	川崎市から転出する人が増えるのではないかととの意見、又は転出するとの意見 (同趣旨ほか7件)		
404	「差別利権」がある、又は「利権」にならないようにとの意見 (同趣旨ほか8件)		
405	罰則に伴い、市職員など市関係者に不測の事態が起こるおそれがあるとの意見 (同趣旨ほか1件)		
406	人権施策推進協議会は諮問機関であるためその機関の活用と公開性、透明性の下で位置付けを明確にし、双方が共同参画しながら進行していくべきとの意見	条例については、「日本国憲法」上の「地方公共団体は、・・・、法律の範囲内で条例を制定することができる」や、「地方自治法」上の「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・、条例を制定することができる」との原則に則り、市が作成してまいります。 パブリックコメント手続により、お寄せいただいた御意見を整理・集約し、条例案への反映を検討した上で、12月議会への条例案の提出に向けて、取組を進めてまいります。	D
407	条例を実行する際の行政コストはいくらかとの意見	必要な経費等については、この条例による施策の実施を見据え、総合的に判断し、対応してまいります。	D
408	見直し条項を設けるべきであるとの意見(施行後、一年など) (同趣旨ほか191件)	条例については、社会情勢の変化等を踏まえ、その見直しをすることは必要であると考えております。 今後も、必要に応じ、その見直しを検討してまいります。	D
409	条例を制定するなら一部のだけでなく、広く民意を確認すべき。パブリックコメントは市民にとって身近ではないとの意見 (同趣旨ほか1件)	令和元年6月24日、市議会文教委員会へ条例(素案)を報告後、同素案を公表し、同年7月8日から同年8月9日まで、パブリックコメント手続を実施し、市民の御意見を募集してまいりました。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		市民の生活にとって重要である政策等の策定に当たっては、お寄せいただいた意見を十分考慮してまいります。	
410	条例の制定に向けたマスコミに対する対応については丁寧にするべきであったとの意見	この条例に対する御理解をいただけるよう、引き続き、丁寧な対応に努めてまいります。	D

②その他（対象範囲外）（４３１件）

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
411	住みやすい市を望む意見(思いやりのある市、平和な市、全ての人が安全な市等) (同趣旨ほか17件)	この条例は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定するものです。 今後も、引き続き、着実に取組を進めてまいります。	E
412	市は、団体間の対立について、どちらにも与せず、関与すべきはないとの意見	人権課題については、それぞれの立場から、様々な考え方があり、その内容は広範多岐にわたるものと認識しております。 この条例に対する御理解をいただけるよう、引き続き、丁寧な対応に努めてまいります。	E
413	「人権推進派」への攻撃も取り締まるべきとの意見		
414	賛同する市民や団体へ反対する意見 (同趣旨ほか5件)		
415	パブリックコメント制度やフォーマット、運用、公開について述べたもの (同趣旨ほか21件)	パブリックコメント手続は、市民の皆様の有益な意見や情報を得ることによって、政策等の内容をより良いものとするためのものであり、政策等に対する市民の賛否を問うものではありません。 市民の生活にとって重要である政策等の策定に当たっては、お寄せいただいた意見を十分考慮してまいります。	E
416	在日外国人や外国に対する意見(優遇措置をやめてほしい等) (同趣旨ほか56件)	今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なります。	E
417	現行の附属機関の人選に関する意見 (同趣旨ほか6件)		
418	内政干渉も対象とすべきとの意見		
419	ツイッターやホームページ上の動画などの閲覧や確認を求め、またはそれらに対する意見や評価を述べたもの (同趣旨ほか6件)		
420	個人の感想や願い、又は個人的な経験等を述べたもの (同趣旨ほか304件)		
421	長年暮らしている在日外国人に参政権を付与すべきとの意見		

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
422	「ハイトスピーチ」に関する警察による警備についての意見 (同趣旨ほか2件)		
423	外国籍職員の任用制限をなくすべきとの意見 (同趣旨ほか1件)		

※上記のほか、令和元年8月9日、津田塾大学の学生有志により、条例（素案）を支持し、インターネットの署名サイトで募った署名（4,576筆）が市に提出されております。